

UNEP

三不輸出振興計画 事前調査報告書

1990年5月

国際協力事業団

UNEP
1990

UNEP
1990

ケニア輸出振興計画
事前調査報告書

JICA LIBRARY



1085819[9]

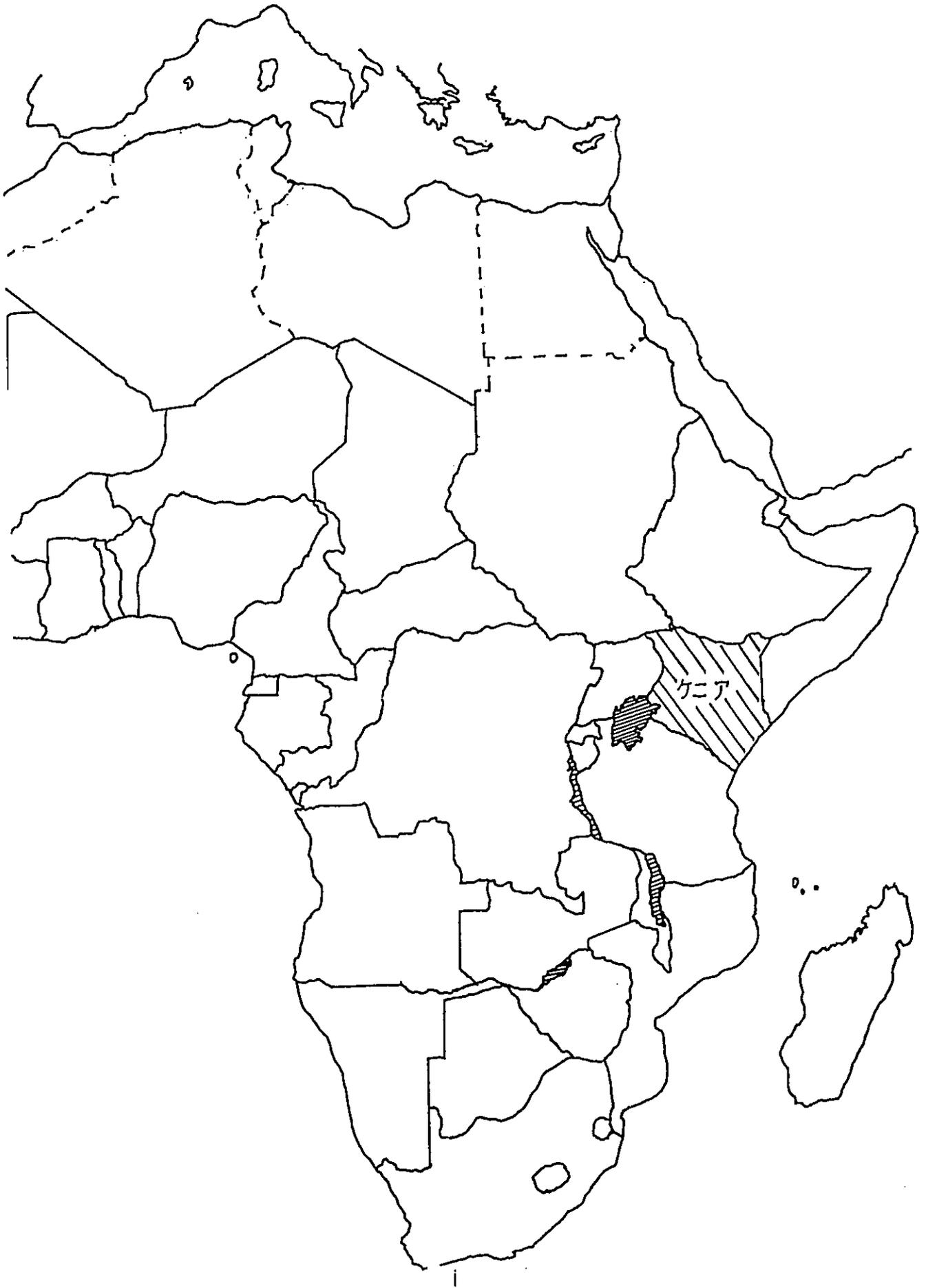
21634

1990年6月

国際協力事業団

国際協力事業団

21634



目 次

I. 調査の概要(山本)	1
II. 交渉経緯とその結果(山本)	2
III. 調査結果及び所見	10
1. ケニアにおける通商政策の現状と問題点(吉田)	10
2. 輸出が有望視されるセクター、品目(吉田)	14
3. 輸出促進制度及び組織の現状と問題点(小林)	18
4. わが国経済技術協力の可能性(斎藤)	25
IV. 本格調査実施上の留意点	28
1. ケニアにおける通商政策の現状と問題点(吉田)	28
2. 輸出が有望視されるセクター、品目(吉田)	28
3. 輸出促進制度及び組織(小林)	28
4. アクションプログラムの作成(小林, 吉田, 斎藤, 山本)	29
5. わが国経済技術協力スキームとの適合性(斎藤)	32
V. 他援助機関の動向調査	34
VI. 工場調査報告	35
1. 酒造工場(斎藤)	35
2. スポーツ用品工場(吉田)	36
3. 医薬品工場(小林)	38
VII. 卷末資料	
1. 調査団対処方針	41
2. SCOPE OF WORK	42
3. MINUTES OF MEETING	49

4. QUESTIONNAIRE とその回答レター	55
5. 「新しい経済成長のための経済運営」(抄訳)	62
6. 米国国際開発庁「ケニア輸出振興政策に関する報告書」(抄訳)	65
7. 米国国際開発庁「ケニア輸出加工区に関する報告書」(抄訳)	69
8. 調査の位置付け	77
9. 調査の概念(案)	78
10. 調査のシナリオ(案)	79
11. 収集資料リスト	80

I. 調査の概要

1. 派遣国

ケニア共和国

2. 派遣期間

2月28日（水）～3月12日（月）

3. 調査の内容

主要輸出品であるコーヒー等の一次産品の価格不振やGDPにおける生産財等輸入の占める割合が大きいことから、近年ケニアの貿易収支は赤字基調を続けており、累積債務問題とも関連して、同国政府は、国内産業の育成による輸入外貨の節約と輸出振興政策の両面から国際収支の回復と経済の持続的発展を図ろうとしている。

本計画は、この一環として、同国商務省（商工会議所）より要請のあった工業製品の輸出振興政策の策定、輸出振興のための組織、体制の開発整備を骨子とした総合アクションプログラムの作成に係るものであり、本調査団は、先方要請の詳細を確認し、本計画のためのM/P調査に係るS/Wの締結を行い、併せて本格調査に先立つ情報収集をおこなった。

4. 団員構成・担当業務

区分	氏名(所属)	担当業務	業務概要
団長	とみだ けんじ 富田 堅二 (JICA専門技術囑託)	総括	<ul style="list-style-type: none"> 先方機関との交渉に際し調査団を統括代表する S/W等の締結に関し署名をおこなう
団員	さいとう けんじ 斎藤 憲二 (外務省調査計画課)	技術協力企画	<ul style="list-style-type: none"> M/Pの作成に関して我国技術協力スキームとの整合性の観点から助言する
団員	よしだ ひでき 吉田 秀樹 (MITI中東アフリカ室)	輸出振興政策	<ul style="list-style-type: none"> 工業製品の輸出振興政策及び税制, 保険等の輸出行政政策について専門的観点から調査, 分析し, 本格調査実施のための基礎項目を策定する
団員	こばやし くにやす 小林 邦康 (JETRO 情報サービス部)	輸出促進組織開発	<ul style="list-style-type: none"> 展示場, 情報・研修センター等輸出促進のための組織・体制の整備について, 専門的観点から調査, 分析し, 本格調査実施のための基礎項目策定する
団員	やまもと あいいちろう 山本 愛一郎 (JICA工業調査課員)	調査企画	<ul style="list-style-type: none"> 要請内容の分析, 論点整理, S/W案・対処方針案の作成 その他調整業務, ロジー

5. 調査日程と主要面談者

月 日 (曜)	日 程	主 要 面 談 者
3月2日(金)	ナイロビ着	
	JICA事務所挨拶, 打合せ	熊岸所長, 十郎所員
	JICA事務所主催昼食会 (於 市内レストラン)	熊岸所長, 高幡次長, 高橋所員, 平野所員, 十郎所員 (大使館) 堀江書記官, 有馬書記官
	世銀との打合せ (於 世銀ナイロビ事務所)	BHATTASALI首席エコノミスト (事務所) 熊岸所長, 十郎所員 (大使館) 堀江書記官, 有馬書記官
	事務所, 大使館との打合せ (於 JICA事務所)	熊岸所長, 十郎所員 (大使館) 堀江書記官, 有馬書記官
3月3日(土)	移動 (ナイロビ⇒モンバサ) 商業インフラ等視察	
3月4日(日)	移動 (モンバサ⇒ナイロビ) 資料整理	
3月5日(月)	大蔵省表敬, 打合せ	RYAN経済審議官, SHAKABA日本担当官 (事務所) 熊岸所長, 十郎所員 (大使館) 堀江書記官, 有馬書記官
	商務省(貿易局)表敬, 打合せ	MAKOKHA局長, OGANA次長 NGALI事務官, SHANI商務官 (商工会議所) KANGAU貿易促進委員長 GATHIRIMU首席理事 (事務所) 熊岸所長, 十郎所員 (大使館) 有馬書記官
	商工会議所表敬	NANGAU貿易促進委員長, GATHIRIMU首席理事, STEWART USAID顧問 (大使館) 堀江書記官
	商工会議所主催昼食会 (於 インターコンチネンタルホテル)	

月 日 (曜)	日 程	主 要 面 談 者
3月5日(月)	日本大使表敬	熊谷大使, 加来参事官, 堀江書記官, 有馬書記官
	J E T R O事務所挨拶	木村次長
3月6日(火)	S/W協議 (於 商務省)	(商務省貿易局) MAKOKHA局長, OGANA次長 WANYANDEH補佐, SHANI商務官他 (大蔵省) KBHATIA経済審議官顧問, MUSAU日本担当 (商工会議所) KANGAU貿易促進委員長 GATHIRIMU首席理事 (事務所) 熊岸所長 (大使館) 有馬書記官
	事務所との打合せ	熊岸所長, 十郎所員
3月7日(水)	工場視察 (MOHAN MEAKIN酒造・ボトル工場)	商工会議所 OMUMI職員, 商務省 SHANI商務官同行
	日本大使主催昼食会 (於 大使公邸)	
	USAIDナイロビ事務所訪問	ZALIMAN次長, GREENBERG顧問他 8名
	S/W及びミニッツ協議 (於 商務省)	(商務省貿易局) MAKOKHA局長, OGANA次長 NGALI事務官, SHANI商務官他 (大蔵省) KBHATIA経済審議官顧問, MUSAU日本担当 (商工会議所) KANGAU貿易促進委員長 (事務所) 熊岸所長
	事務所との打合せ	熊岸所長, 十郎所員
3月8日(木)	ECC代表部訪問	DARMUZEY経済顧問
	工場視察 (DAWA PHARMACEUTICALS)	商工会議所 OMUMI職員, 商務省 SHANI商務官同行
	工場視察 (ORBIT SPORTS)	商工会議所 OMUMI職員, 商務省 SHANI商務官同行
	調査団主催レセプション (於 セレナホテル)	

月 日 (曜)	日 程	主 要 面 談 者
3月9日 (金)	S/W及びミニッツの署名 (於 商務省)	(商務省貿易局) MAKOKHA局長, NGALI事務官 (大蔵省) MUSAU日本担当 (商工会議所) GATHIRIMU首席理事 (事務所) 熊岸所長, 十郎所員
	日本大使館報告	堀江書記官, 有馬書記官 (事務所) 熊岸所長, 十郎所員
	ナイロビ発帰国	

II. 交渉経緯とその結果

1. 大使館、事務所との打合せ

(1) 2日、ケニアに到着した調査団は、先方との協議に先立ち日本大使館、JICA事務所と打合せを行った結果、2月26日付本件対処方針に加え、下記の方針により対処することとした。

① 基本方針

現在「ケ」においては、輸出促進のための閣僚会議事務局が大蔵省内に設置されており、本計画に関しては、大蔵省が商務省、工業省等の各省に対して強いリーダーシップを取っていることが確認されたため、本件調査の実施にあたっては調査の有効性の観点から要請元である商務省の意向を尊重しつつも積極的に大蔵省の参画を得るべく同省に働きかけることとする。

② S/Wの署名者

上記基本方針から、商務省に説明のうえ、本件S/Wの署名は、大蔵省、商務省のCO-SIGNとする。

なお、この点については、日本大使館に対し請訓方依頼する。

③ 調査件名の文言

先方T/Rによれば、本件調査の英文名は、“MASTER PLAN FOR TRADE PROMOTION”となっているが、内容的には、EXPORT PROMOTIONとする方が適切との判断に至ったところ、この点に関し先方の意向確認のうえ必要であれば、右ラインにて字句修正を行うこととする。

④ 調査実施のスケジュール

先方は、本件調査結果を予算要求に活用する観点から、同時期に合せDF/Rの提出を1991年4月中旬以前とするよう要望越すことが予想されるところ、我が方としては、検討委員会の開催を早める等により4月上旬に同案を送付するよう鋭意努力する。

⑤ カウンターパート機関

我方原案を変更し、商務省とする。

なお、この点については、日本大使館に対し請訓方依頼する。

⑥ ステアリングコミュニティの設置

本件調査に際し、上記関係委員会の方針、計画を十分に反映させるため先方の調整機関としてステアリングコミュニティの設置を提案することとする。

なお、委員会事務局は、本件カウンターパートである商務省に置くよう説明するが、委員長、委員会構成については、先方に委ねることとする。

(2) 上記(1)の方針に基づき、我方S/W案に対して下記の改訂を行った。

- ① II. OBJECTIVE OF THE STUDYに関して、最近、世銀、USAIDの調査で提言された“ENABLING ENVIRONMENT”の文言を挿入した。
- ② TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATIONに関して、大蔵省からの要望を見越し、DF/Rの送付時期を約1ヶ月早めた。
- ③ 先方のUNDERTAKINGSの中に、ステアリングコミュニティに関するパラグラフを挿入した。

2. 先方機関の表敬、打合せ

(1) 大蔵省

- ① 5日、調査団は、大蔵省にRYAN経済担当審議官他を訪ね、本件調査の目的を説明したところ、先方より以下の要望があった。
 - イ. 調査にあたっては、中小企業の振興開発を念頭において欲しい。
 - ロ. 報告書における提言を予算要求に反映したいので予算教書の原案作りにはいる1991年4月上旬以前にすくなくともDF/Rの提出を行って欲しい。
 - ハ. 調査報告書は OPERATIONALなものとし、提言では、TIME-FRAMEを考慮すること。
- ② 上記①のロ.に関連して、予算要求の重点項目に基づき、DF/Rの修正を行うよう要望があったが、これに対して我方より、大幅なMAN・MONTHに増加を伴うような変更作業はできないので、中間報告時より本格調査団にたいし、絶えず予算の動きを知らせることによりDF/R後の大幅変更につながる事態は極力避けて欲しい旨要望した。
- ③ 調査団より今回の調査にはステアリングコミュニティの設置を商務省に予定しているので大蔵省、出来ればRYAN審議官に参加して欲しい旨要望したところ、先方は、委員長として参加すると快諾した。

(2) 商務省

① 5日、商務省MAKOHKA貿易局長他を訪問し、大蔵省との打合せ内容に加え、本件調査の目的等を説明したところ、同局長が必ずしも本件要請の経緯を十分に把握していないこともあり、次のようなコメントがあった。

イ. 当方の考えているのは、貿易展示場に係るマスタープランであり、商務省としては、商工会議所の本計画を支持する。

ロ. 輸出振興に関するマスタープランについては、世銀等他の援助機関が既に多数行っており、本件が二番煎じになるのは困る。

② これに対し、JICA事務所（熊岸所長）が、本件要請から本調査団の派遣までの経緯を説明、また、大使館（有馬書記官）よりも本件マスタープランにおいて貿易展示場の設立が提言されたならば、これに対する日本の協力の可能性もあると説明、また、調査団よりも、本件調査は、他の援助機関のものとは異なり、実効性の高い提言と具体的なアクションプログラムを盛り込んだ内容になる旨を説明し、先方の理解を求めた。

③ 我が方調査に対する先方のさらなる理解を得るため、パンフレットにより我が方開発調査のスキームを説明しおいた。

3. S/W協議

(1) 6日、商務省にて大蔵省、商工会議所関係者及びJICA事務所、大使館出席のもとに第一回目の協議を行い、我が方S/W案に基づき双方のUNDERTAKINGSを除く部分についてWORD-BY-WORDの確認を行った。

(2) 6日の協議において、S/W案の改訂に双方合意した点は以下のとおり。

- ① 署名者は、大蔵省次官または、同等の者と商務省次官のCO-SIGNとする。
- ② 調査件名については、EXPORT PROMOTIONとは言っても、生産財の輸入等IMPORTの側面もあるため、日本側原案どおりTRADE PROMOTIONとする。
- ③ II. OBJECTIVE OF THE STUDYに関して、本件調査の特徴を明確にする意味で、program recommendations を concrete program recommendationとする。

また、他セクターへの配慮から「ケ」側の提案により、much needed to develop Kenyan industry を削除する。

- ④ Ⅲ. SCOPE OF THE STUDYの2. に関し、原案のcommodities は農産物のニュアンスが強いため products に書き換える。
 - ⑤ 先方の強い要請により現地調査の期間を1ヶ月延長し、3ヶ月とした。また、先方の予算要求時期に合わせドラフトファイナルミッションの派遣を1991年3月下旬に早めた。これにより、全体調査期間が1ヶ月短縮され、14ヶ月となった。
- (3) 7日、商務省にて大蔵省、商工会議所関係者及びJICA事務所、大使館出席のもとに第2回目の協議に入り、我が方S/W案に基づき双方のUNDERTAKINGSの部分についてWORD-BY-WORDの確認を行ったところ、主要な論点は以下のとおり。
- ① VII. UNDERTAKINGS BY THE GOVERNMENT OF KENYA の1-1に関し、To secure をTo ensure に書き換える。
 - ② VII. UNDERTAKINGS BY THE GOVERNMENT OF KENYA の1-6に関し、先方は restricted areasの持つ意味が大統領官邸及び軍事施設であるとし、本ワードの挿入に強い反対の意見が出されたため、調査団としては、請訓する旨伝え、この時点では、ペンディングとした。(なお、本件については8日、JICA本部より外務本省とも協議のうえとして承認の通知があり、この旨先方に伝えるとともに、本ワードの削除が今回のみの特例措置とする旨ミニッツに記載することを確認した。)
 - ③ 同4-5に関し、「ケ」側の車両手配が確約できないため、JICA側でも準備方要望があったので、この旨ミニッツに記載した。
 - ④ VIII. UNDERTAKINGS BY JICAに関連して、「ケ」側よりカウンタパートの受入れ方強い要望があったのでこの旨ミニッツに記載した。
 - ⑤ 「ケ」側カウンタパートの現地調査時の旅費についてJICAにて負担方要請があったが、本件は、ローカルコストである旨強く説得したところ、先方は、これを了承し、この旨ミニッツに記載した。

Ⅲ. 調査結果及び所見

1. ケニアにおける通商政策の現状と問題点

(1) ケニア経済の概況

a) 経済成長

ケニア経済は、ここ数年5%程度の成長率を維持しており、88年のGDP実績成長率は前年の4.8%を上回る5.2%を記録している。

88年のこの成長は、農業増産、コーヒー相場の回復、国内需要の拡大、主要製品の輸出拡大等によるところが大きい。

しかし、インフレ率を見てみると、87年の7.1%から88年は10.7%と2桁に乗せているが、これは、一部必需品や農機具の価格統制撤廃が原因しているものと見られている。

89年実績については、未だ発表されていないが、先進諸国の金利引上げ、石油市況の持ち直しなど、外部環境に不安要素が見られるものの、農業や観光部門の好調から、5%前後の成長を遂げるものと見込まれている。

b) 産業動向

経済の支柱である農業と製造業の88年の成長率は、それぞれ4.4%、6%を示した。

農業部門は、好天候と政府助成に支えられて、特にトウモロコシと小麦の収穫が良好であった。しかし、豆類やポテトは、例年を上回る降雨量が災いして、生産が奮わなかった。

現在ケニアは、多様な農業生態圏という自然条件を活かして「園芸作物（果実・野菜・切り花）」の生産に力を注いでいる。

製造業については、輸入中間財に対する外貨割当ての自由化が、その活性化に大きく寄与した模様。88年は特に化学、製紙が好調で、その他の部門もプラスチックを除いて軒並み増産を記録した。

また、89年上半期の操業率を見てみると、主要産業である繊維をはじめ、カーバッテリー、合板、食用油、自動車組立て、果物缶詰と幅広い業種にわたって8割以上を記録しており、88年度に引続き、89年度も好調であることが伺える。

c) 国際収支

88年は、ケニアの主要輸出産品であるコーヒー、紅茶、園芸作物等の主要一次産品の国際市況が持ち直したお蔭で、輸出額が前年比22%増の9.5億ケニア・ポンドに伸びたものの、輸入が前年比23%増の17.6億Kポンドとなったため、貿易赤字は前年比27%増の8.1億Kポンドと赤字幅が拡大することとなった。

しかしながら、総合収支では、観光収入と外国からの援助の増加が貿易赤字の拡大を補って87年の104百万Kポンドから88年には68百万Kポンドへと改善している。

(※ Kポンド…統計上の単位で1Kポンド=20Kシリング)

d) 外国からの直接投資

外国からのケニアに対する直接投資は、78年の4.2億ドルに対し、87年はわずかに1.1億ドルと停滞気味にある。

これは、ケニアの市場規模がさほど大きくないことに加えて、現地通貨の下落、利益の本国送金に対する規制の存在等が原因しているものと考えられる。

e) 対外債務

89年7月の世銀レポートによると、ケニアの対外債務総額は、86年末は49億ドル、87年末は60億ドル、88年末には62億ドルと増加の一途を辿っており、88年のD S Rは44%にも達している。

しかし、ケニアに対しては最近、先進諸国からの債務帳消しが相次いでおり、88年7月以降だけでもベルギー、オランダ、西独、米国併せて93億Kシリングの債務免除が行われている。

ケニアは、サハラ以南アフリカ諸国の中で世銀に対しリスク要求を行っていない数少ない国の一つであり、ケニア政府は信用維持のためにも、その姿勢を変えない意向と伝えられている。

その一方で、債権国に対しては、債務条項の運用面での緩和のほか、外国からの直接投資の積極的な実施、ケニア産品の輸入拡大、更には、優先度や必要コストに応じて弾力的に対応できる国際収支支援型の「ノンプロジェクト援助」を要望している。

(2) 長期開発計画

a) 経済社会開発15ヶ年計画

1986年3月にロバート・オウコ計画開発大臣（当時）が国会に提出した「新しい成長のための経済運営（経済社会開発15ヶ年計画）」では、次のような施策が提案されている。

- ① IDC（商工業開発公社）の融資を中小企業中心として、中小企業の育成を図る。
- ② KIE（ケニア工業団地公社）の団地政策を廃止する。
- ③ 「非公式部門」の重要性を認識し、その育成を図る。
- ④ 大蔵省内に独占禁止を監督する局を設け、競争原理を導入する。（保護政策の見直し）
- ⑤ 価格統制を緩和する。
- ⑥ ケニア人化の推進を図る。
- ⑦ 公社・公団に見直しと民間活力の尊重を図る。

b) 再成長のための経済運営

1986年4月にケニア政府と援助機関及び援助国が開催したパリC/G会議（Consultative Group Meeting）でケニア政府が援助国側の承認を得るべく提出した「再成長のための経済運営」に関するレポートの要旨は次のとおり。

- ① 2000年までに、ケニア人口は、現在の1900万人から3500万人に増加することが見込まれた、特に大都市人口の増加が著しい。この人口爆発（人口増加率は4.2%と世界最高）が、食料供給、住宅、雇用、教育、自然環境等の面で、将来のケニアに致命的な圧力を与えることになると懸念される。
- ② このような人口急増を吸収するためには、国内総生産は、2000年までの15年間にわたり、実績5.6%の成長が必要と考えられるが、現在のケニアの状況からは達成困難と考えられる。
- ③ このため、「インフォーマル・セクター」の育成、地方開発、農業開発、民間活力の拡大を目指すべきである。

c) 第6次5ヶ年計画

現在、ケニアでは第6次5ヶ年計画（89年～93年）が進行中であり、その主目標は次のとおり。

- ① 経済規模の拡大と200万人の新規雇用の創出
- ② 農工業の活性化と小企業の支援

- ③ 輸出指向への産業の多角化（農産物輸出、観光業の振興と並んで、特に工業部門の拡充を図る）
- ④ 民間活力の導入
- ⑤ 健全な債務管理と通貨・国際収支の安定
- ⑥ 開発利益の公平な分配と社会福祉の向上

期中の平均経済成長率の目標は5.4%と設定されており、これは、前次5ヶ年計画の実績値の4.2%に比較した場合、野心的とも言えるハイ・レベルなものであり、今次5ヶ年計画にかけるケニア政府の意気込みが感じられる。

部門別の成長目標率は、農業部門は4.5%と過去の実績を踏まえた現実的な線に落ち着いているが、製造業部門では6.4%と経済全体の平均を上回る成長率が設定されている。この製造業については、88年に開始された構造調整計画や投資・輸出の伸長を図るための各種施策の導入などの支援策が講じられており、成長目標達成に努力が払われている様子が伺える。

その他、運輸・通信、建設、住宅の各部門については、各々、5.7%、4.5%、3.4%と第5次実績を大幅に上回る伸率が設定されているが、これは、今後の地方経済の発展を図るためのインフラ整備が重視されているためである。

GDP構成比についてみると、農業のシェアは88年の29.4%から93年には28.3%に若干低下する一方、工業は17.6%から18.3%へと上昇する計画となっており、農業を経済の基本としつつも工業を振興しようとするケニア政府の意欲が伺える。

（3）ケニア通商政策の問題点（所見）

- a) ケニアは未だ人口の約8割が農業（林漁業を含む）に従事し、その農業がGDPの約4割を占め、輸出全体の約6割を賄っている農業依存の経済である。
- b) 政府は60～70年代に輸入代替工業化を強力に推進して来たが、農業依存の基本構造は殆ど変わっていない。
- c) 輸出はコーヒー、紅茶、石油製品の3品目が全体の3分の2を占めているが、石油製品は、英国系の企業によって生産・輸出されているものであり、本当のケニアの主要輸出品目はコーヒーと紅茶という一次産品ということになる。
- d) 現時点において農業国と位置付けられるケニアで生産される工業製品を工業化の進んだ先進諸国に輸出することは、長期的にはともかく、短期的には、品質面から

も、また、デザイン面からも相当な困難を伴うものと考えざるを得ない。

- e) 従って、先進諸国への輸出を考える場合、品目としては、現在も主力となっているコーヒー、紅茶といった一次産品について、その品質及びパッケージのデザイン等を洗練されたものとするのが、今後の輸出拡大につながるものと考えられる。
- f) そのためには、外国からの技術導入と、その技術を受け入れることのできるケニア人の人材の養成が重要なことは言うまでもないところである。
- g) 一方、PTA諸国の中では、ケニアはジンバブエと並んで工業化が進んだ国の一つと位置付けることができる。
- h) 従って、この場合、ケニアで生産された工業製品を、これらPTA諸国に十分な競争力をもって輸出できるものと考えられる。(先進諸国からの製品に比べてケニア製品は品質面では劣るところがあるかも知れないが、価格面で優位に立つことが容易と考えられる。)
- i) PTA諸国のマーケットは決して大きいものとは言えないであろうし、また、彼らが保有している外貨の量も限られていている点も問題と言えるかも知れないが、ケニアは、これらPTA諸国のリーダーとして、工業化を進めて行くことができるのではないか。
- j) ケニアの通商政策としては、ヨーロッパを初めとする先進諸国のマーケットには、付加価値の高い一次産品を輸出し、PTA諸国のような近隣アフリカ諸国のほか、発展途上国には、工業製品を輸出していくのが適当と考えられる。

2. 輸出が有望視されるセクター・品目

(1) ケニアの産業別開発動向

a) 農 業

農業はケニア経済の中心部門である。

ケニアにおける農業開発課題としては、①国内自給の達成、②十分な戦略備蓄の確保、③輸出向け商品作物の生産増大、の三つが挙げられている。

①の食糧自給については、穀物、豆・芋類、油糧種子(ナッツ等)、果物・野菜、食肉、乳製品、蜂蜜等の生産増大を計画中。

また、農産加工用原料となる綿花、サイザル麻、除虫菊、タバコ、大麦、ホップ、ココナッツ、パーム油、砂糖キビ、軟材、皮革等についても自給できるよう増産を

目差している。

灌漑についてみると、灌漑施設整備面積を89年の3.3万haから、90年には4.6万haに拡大することとしているが、ケニアの潜在灌漑面積は50万haと推定されており、ケニアにおける農業開発の潜在可能性は大変高いと言える。

更に、国土の8割を占める乾燥・半乾燥地の活用を図るべく、早魃に耐え得る新品種（トウモロコシ等の穀物、豆類、根菜作物、油糧種子）の栽培や牧畜振興が計画されている。

伝統的輸出産品であるコーヒー、紅茶について見ると、コーヒーでは、従来品種の作付面積の拡大に加えて、「ルイル11号」や「ロブスタ」という新品種の作付による生産拡大を図り、また紅茶については、「紅茶研究所」が開発した高収量の「クローン栽培」などによる生産拡大が計画されている。

また、ケニアには9.5億トンの木材資源があり、建材・燃料用としての伐採が植林を上回るペースで進んでいるため、牧畜や有力な観光資源であるところの野生生物の生存を脅かす恐れが出てきている。このため、環境破壊を懸念して、天然資源保護の必要性が叫ばれているという動きがある。

b) 工業

ケニアの工業は、60年代～70年代にかけての保護関税等による輸入代替産業の育成・振興の結果、60年代には27%程度であった消費財の輸入依存度が、87年には6.4%にまで低下するまでに各種工業が育っており、輸入代替政策は成果を収めた形となっている。

今後は、これまでの国家による保護の下で国内市場指向となっている現在の産業の体質を改善して、国際競争にも打ち勝てる輸出指向の工業育成を図るため、工業技術の向上が課題となっており、ケニア政府も科学研究や技術教育に予算を割いている。

ケニア政府が「中核工業」と位置付けて、重点的に振興策を講じている工業は次のとおり。

- ① 鉄鋼を中心とする金属素材工業
- ② 機械生産のための資本財製造業（工作機械やダイス、歯車等の機械部品）
- ③ 農業・食品加工関連工業（肥料、殺虫剤、加工用化学薬品、包装材等）

- ④ 製薬工業（ワクチン等）
- ⑤ 農産加工業（綿花、サイザル麻、タバコ、パーム油、砂糖、皮革等）
- ⑥ 情報処理産業（コンピュータ、遠隔通信等）

c) 鉱 業

ケニアでは、400以上の鉱物資源の存在が確認されている。

ガジアド地区のマガディ湖のソーダ灰を始め、螢石、塩などが有力資源。

このほか、ケイ藻土、石膏、カオリンなどの工業・建設用原料資源の開発も現在進められているところであり、ダイヤモンドの存在も各地から報告されている。

エネルギー鉱物資源としては、沿岸部や北部で石油の埋蔵が推測され、キツイ湖では亜炭堆積層が発見されているが、いずれもその開発には未着手の状態。

また、リフトバレーやエブル、ボゴリア湖周辺の「地熱資源」は有望視されており、現在開発が進められている。

(2) 最近輸出の増加した品目

a) ナイルパーチ

ナイルパーチは、ビクトリア湖で漁獲される淡水の大型魚。

元来、アフリカ人は魚をあまり食べないが、湖周辺の人々もナイルパーチは、その姿形から食べないでいた。

そのナイルパーチを試食したある水産業者がその淡白な味に目をつけ、切身にして魚をよく食べる外国に輸出したのがきっかけとなり、輸出額は現在も、年々拡大の一途を辿っている。

現在では、ビクトリア湖で操業する水産業者で組織している水産組合が、湖での乱獲による資源枯渇を防ぐ為に、魚網のアミ目の大きさを制限して幼魚の保護に努めている。

輸出先としては、イスラエル、オランダ、フランス、ベルギー、スペイン等の欧州のほか、オーストラリア、それに日本となっている。

輸出高は、80年に10トン未満、約38万Kシリングであったものが、87年には2,500トン強、約7,150万Kシリングと著しい伸びを示している。

b) マカダミア・ナッツ

マカダミア・ナッツは、その昔、ケニアの至る処で自生しており、商品作物として何等見向きもされていなかったが、日本人技術者が目を付けて、マカダミアの木の管理から、木の実の集荷、加工、輸出までの一貫した生産体制の整備を図ったことから一躍輸出商品となり、現在ではケニアの特産品の地位を獲得しつつある。

輸出先は商品発掘当時から日本に集中しており、現在でも全輸出量の97%までが日本となっている。

輸出は75年頃から始まり、当時の輸出高は10トン、約45万Kシリングであったものが、87年には約400トン、約4,170万Kシリングにまで拡大している。

同じ木の実のアーモンドの全世界の生産量に比べて、マカダミア・ナッツのそれは10分の1程度であり、需要開拓の余地は大きく、特に欧州方面への販路獲得が課題と言えよう。

c) 園芸作物（野菜類、果物類等の総称で、果物加工品を除く）

過去5年間のケニアの輸出構造の変化を見てみると、野菜類、果物類、ナッツ類、花類等を総称する「園芸作物」が大きく伸びているのがわかる。

（対前年比伸率は、86年：59%、87年：26%）

具体的には、野菜類ではジャガイモ、トマト、タマネギ等が堅実な伸びを示している一方、オクラ、チリ（背トウガラシ）、ピーマン、カレラ等の、欧州ではそれまであまり馴染みのなかった野菜類が著しい増加を示している。

果物類では、マンゴ、アボカド、グァバ、マンゴスチン等で、これらもかつて欧州ではあまり馴染みのなかった果物類で、欧州への輸出の増加とともに、ケニアの輸出量が増加を示している。

ケニアの園芸作物がこのように輸出商品として台頭してきた背景としては、

- ① ケニアの地理的要因から、一年を通じて作物の収穫が可能で、冬の長い欧州が恰好の市場となっていること。
- ② ケニアが東部アフリカ地域での航空路の要所であることから、欧州へのアクセスが容易であること。
- ③ ロメ協定がケニアに有利に作用していること。

等が考えられる。

ケニア政府も園芸作物の輸出に力を注いでおり、園芸作物開発公社 (Horticultural Crops Development Authority)の活躍が期待される。

(3) 輸出が有望視されるセクター・品目

以上見てきたように、P T A諸国の中では工業国と位置づけられるケニアも、世界的に見れば、やはり農業国であり、加えて、最近輸出が伸びてきた品目も、ナイルパーチ、マカダミアナッツ、園芸作物と、いずれも一次産品であることに鑑みれば、現在ケニア政府が目指している外貨獲得のための輸出拡大を図るべきセクター・品目は、長期的には別としても、短期的には、先進諸国への輸出に耐え得るデザイン・品質の一次産品が重要部門となることは、誰の目にも明らかな処と考えられる。

その一方で、中長期的には、工業開発を目指すことも重要であり、そのためには、各種工業製品について、まず、国内自給を目指し、同時にP T A諸国への輸出の拡大を図りながら、品質、デザインの向上に努めるならば、やがて欧米先進諸国への輸出に耐え得る工業製品となることも不可能ではないのではないか。(既に、我々が訪問したスポーツ用品会社は、サッカーボールをケニア国内で製造して、有名ブランドでその7～8割を欧州へ輸出している。)

ケニアに限らず、一般に、工業が未発達 of 農業国において工業開発を進める場合、いきなり最先端のハイテク工業製品を作ろうとしても無理な話である。今では世界の最先端を行く工業国となった日本も、かつては軽工業国であり、そこから重化学工業化を押し進め、しかる後に始めて知識集約型のハイテク産業国家となり得たのである。軽工業、重化学工業のベースなしに、いきなりハイテク産業国家を目指そうとしても無理な話ではないだろうか。まず、繊維、雑貨等の軽工業品について、先進諸国への輸出に耐え得る品質の製品を製造する実力を身につけるべきである。

そのためには、作業現場の工員から、高度な技術を持つ熟練工に至るまで、製品製造に必要な技術を身につけるための教育、訓練が必要であることはもちろん、更に、その前段として、工業製品の製造に携わるすべての人々が、「欧米諸国の工業製品に負けない立派な品質の製品を作ろう」という意識を持つことが第一歩と言えよう。

3. ケニアにおける輸出促進制度、組織の現状と問題点に関する調査結果および所感

(1) 輸出補償金制度

投資促進センターが1989年5月に発行したパンフレットに、次のような記載がある。

「国内で30%以上の付加価値を加えて生産したもので、輸入原材料・コンポーネツの輸入税がC I F 価格の20%以上の場合、この製品を輸出すれば、その輸出者はF O B 価格の20%を輸出補償金としてもらえる」

ただし、この制度は全ての品物に適用されるというわけではなく園芸品目、コーヒー、紅茶、サイザル、除虫菊、砂糖、石油製品、ソーダ灰には適用されない。

本制度の対象となる品目数は、1989年9月現在743品目。

所見：“輸出品製造に必要な原材料は免税”の方式の方が優れている面もある。

例えば、高品質であるが輸入税を計算すると高価となる原材料と、品質は悪いが価格は安い原材料があったとすると、本制度下では、品質は悪いが価格は安い国産品を使う方にいきやすい懸念がある。

となると、低品質→不信ということになって、かえって長期的な輸出を阻害してしまうかもしれない。

1989年3月23日発表されたケニア第6次開発計画（1989～1993年）の中でも本制度について次のように述べている。

「1974年に制定された輸出補償金制度は、輸出業者全般に刺激を与え輸出市場向けの製造業促進を図ることを基本的な目的としている。

しかし、数年間の実施機関の経験では輸出の大きな拡大につながっていない。

支払の遅れ、明白な基準の不備、支払への課税、おおっぴらな悪用など、多くの問題が生じている。政府から割りあてられる資金の不足と先に述べたような問題のため、1980年から1986年の間の支払い金の50%以上が2大輸出業者の手にわたっているが、彼らは既にその地位を確立しており、当制度のあるなしにかかわらず輸出を継続していく者たちなのである。政府は輸出制度業への輸入原材料の実質価値にかかる輸入税を1ヶ月以内に送金することを規定した三段階の関税払い戻し制を導入して本制度を改善する考えである。
以下略」

また、1989年に出された“Kenya's Export Performance”という論文の中でケニア大学のある講師は“本制度はケニアの輸出促進に役立っていない”と述べている。

FOB金額の20%というのは判り易いという利点でもあるが、欠点も多い。
改善の要ありと言えよう。

(2) グリーン・チャンネル制度

輸出者が輸出品生産の為に必要な原材料を輸入するのに必要なI/Lや外国為替発給を受けるのにあまり時間をくっては輸出の阻害となるので本制度によってI/L取得や外国為替発給に対する行政側の手続きを簡素化、迅速化しようというもの。グリーンの用紙が使われる。

所見：問題は、これによりどのくらいスピード・アップされているかということであらう。

(3) EPZ（輸出加工区）建設計画

この計画について、第6次開発計画は次のように述べている。

「輸出加工区は、通信施設、サービス施設、さまざまな物理的施設ならびに税関を備え、空港あるいは港湾付近の特定の地域に設ける。輸出加工区からの生産物は全て輸出市場向けである。以下略」

ケニア政府は既にEPZ建設の為に委員会を発足させており、EPZの場所としては、ナイロビおよびモンバサの2ヶ所ということで計画を進めている。

所見：1970年代頃からアジアや中南米の工業化をめざす発展途上国で他国籍企業を誘致し、輸出を促進する為に自国の特定地域をEPZとして、下部構造や優遇税制を整え、他国籍企業が組み立てて再輸出する為に輸入する原料、部品は無関税で輸入を認めるところがふえた。

The Service Group社のレポート（US AIDのレポート）は、「過去20年間における台湾の獲得した外貨の半分以上は、3つのEPZによるもの。また、モーリシャス（※）は、EPZの急成長により、失業率は1983年20%以上だったのに今や4%以下になった」と述べている。確かに、EPZは投資誘致策、輸出促進策としては効果的であろう。

※ モーリシャスに出張した人の話によると、「モーリシャスの場合EPZとして特に指定した区域はない。個別申請を受付けるというやり方」の由。

とすると、E P Zというより、保税工場という概念であろう。

しかし、すでに、台湾、韓国、マレーシア等の国がE P Zを持っているので、ケニアが外国企業の誘致を図る為には、これらの国のE P Zと同等、又はさらに有利な条件を出す必要があるだろう。そうしないと、せっかくE P Zを建設しても、あまり外国企業が入ってこないということになりかねない。

具体的に言えば、税制、利益や配当の送金、親会社から派遣される人の労働許可などにおいて、優遇策を計り、これをセールスポイントとして外国企業の誘致を図る必要があるだろう。このような外国企業誘致第一主義は、弊害もあろうが、多少の弊害には目をつむって、とにかく外国企業の誘致、それによる輸出促進に力を注いでいくべきであろう。

(4) 保税工場での生産

輸入原材料を関税払い留保のまま保税工場で加工し、それを輸出する制度。1989年5月投資促進センターの発行のパンフレットには、それについての記載がある。概略次のとおり。

「保税工場での生産を計画している者は、投資促進センターに申請すること。条件は、100% export orientedのプロジェクトであることと、年間輸出額K s h 1,000万以上又は50人以上を雇用できること。

当座の間、ナイロビ、モンバサ、Kisumuおよびこれらの周辺のプロジェクトのみを対象とする」

では、現実にこの制度を利用しているところがあるのだろうか。

第6次開発計画では、本制度にふれて、「1987/88年度に完成された本制度は、望ましい生産施設が完全に輸出用生産の認可を得れば輸入原材料は無税になり、国内での買い入れでは物品税が免除になる。公表以後この制度を利用する企業は多くはないが～以下略」

これを読むと、現実にこの制度を利用している企業が、数はともあれ存在するということになる。

しかし、調査団がこの点に関し、3月7日 U S A I Dナイロビ事務所に問い合わせた時の回答は、「5社より保税工場の申請があったが、申請先がいくつにも別れていたりしてなかなか簡単には進まなかった。そうこうしているうちに、E P Zの構想

がでてきたため、5社の申請は一時ストップの状態となっている」とのことであった。

(5) 輸出信用保険および担保制度

第6次開発計画は、「輸出促進戦略が成功している国の例をみると、スムーズに最小のリスクで進出していくためには信用や保険の制度が必要。政府は、第6次計画期間中に、輸出信用保険および担保保険を運営する為に国内の商業銀行や保険会社で構成される協会を設立する考えである」と述べている。

所見：このような制度が必要なことは間違いない。如何にうまく設立・運営されていくかということが重要。

(6) P T A協定への加盟

1983年ケニアはP T A協定に加盟したが、これも考えようによっては輸出促進に役立つ可能性はある。

P T A協定とは、中・東アフリカ、インド洋、南部アフリカの国々が域内貿易を発展させる為に設立した協力機関であり、加盟国は1990年7月現在で次の18カ国。

ブルンジ、コモロ、ジブチ、エチオピア、ケニア、レソト、マラウイ、モーリシャス、ルワンダ、ソマリア、スワジランド、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ、タンザニア、モンザビーク、スーダン、ザイール

85年1月には相互の決済のためにP T Aの計算単位として、U A P T Aという通貨を設けた。

この加盟国の中ではケニアとジンバブエの工業化が進んでいる。従って、ケニアの工業製品にとっては、かっこのマーケットとなる可能性はある。ただ、問題はP T A加盟国は、経済的には苦しく、決済能力も弱い国が多いこと、ケニア製品はジンバブエ工製品と競争しなければならないがジンバブエの工業化が進んでいるので、どうも押され勝ちと見られること等があげられる。

(7) 投資誘致

ケニア政府は、海外からの投資誘致に力を入れている。ケニアの輸出を延ばす為には、工業の振興、工業製品輸出の拡大が必要、その為には、海外からの投資が手っ取り早い。

ケニアの場合、投資誘致には次のような有利な条件がある。

- ・英語が通じる。アメリカ、英国、アジアの国からの投資誘致に際しては、たとえば中南米の国などよりは有利かと思われる。
- ・他のアフリカ諸国と比べればインフラもしっかりしている。
- ・政治的に安定している。
- ・経済政策も実務的

さらに、ケニア政府は海外からの投資融資策として次の手を打っている。

イ. 3. (1)で述べた輸出補償金制度

ロ. 地方に存在する小規模事業者に対して輸入税およびセールス・タックスの免除免除率は、その事業者の所在地によって判定され、最高は100%。

ハ. 投資および資本控除と減価償却

ナイロビとモンバサの投資家は、プラント、機械、建物に対して35%の投資控除を受けられる。地方への投資家は、85%、保税工場の場合は100%の投資控除が受けられる。また、税を払う前の減価償却は次のとおり。

建 物	2.5 %
プラントと機械	12.5 %
事務所の家具・備品	20 %
自動車、トラック、トラクター	25~37.5 %

しかし、ケニアに対する外国投資は伸び悩んでいる。その理由としては次があげられよう。

- ・ケニアおよび近隣諸国の市場規模が小さい。
- ・すでに一通りの合併企業は進出しており、その業績も一部を除いてあまりよくない。
- ・ケニア・リシングの下落で収益をあげるのが難しくなっている。
- ・利潤の本国送金や外貨の使用の為には中銀の許可が必要で、しかも許可がおりるのが遅れがち。
- ・純ケニア企業より外貨系企業の所得税率が高い。
- ・人材のケニア化の為、外国人への労働許可発給が厳しい。
- ・投資案件の審査手続きに時間がかかりすぎる。

(8) ケニア政府は、輸出促進の為、1970年代の中頃にK E T A (Kenya External Trade

Authority)を設立した。しかし、K E T Aの活動はあまりかんばしくない。例えば、世銀のエコノミストは、“K E T Aには何も期待できない”と述べているし、U S A I Dのレポートも“K E T Aは輸出振興をするのには資金不足。官民共同出資の輸出促進会社を設立すべしと勧告している。

また、調査団が3月8日E E C代表部を訪れた時、同代表部経済顧問は、

「K E T Aはどこかの機関がその機能を引きつぐか、又はリフォームされるべきだ」と述べていた。

政府も第6次開発計画の中で「対外貿易の拡大は輸出推進活動の活発さにかかってくる。この目的に沿って政府は1970年の中頃に政府組織から独立した組織としてK E T Aを設立した。しかし、資金不足をはじめとするさまざまな問題からK E T Aは商務省に吸収され当初意図されたような役割を効果的に果たすことが困難になっている。

第6次計画期間中、政府はK E T Aに独立した地位を与えその活性化を計り～以下略」と述べている。

所見：上記によると、K E T Aの活動があまりかんばしくなかった理由として資金不足があげられている。では、それ以外の理由は何だったのであろうか。

この辺のところを調べ、対策をたてる必要がある。

(9) 投資促進センター

投資促進の為、1982年11月に投資促進センターが設立されている。しかし、このところケニアに対する海外からの投資は停滞気味である。この理由は先に述べたが、この理由の中で“投資案件の審査に時間がかかりすぎる”というのがある。世銀のエコノミストも「投資については副大統領兼蔵相の許可が必要だが、その後も土地取得免許、労働免許等各種免許が必要。これをいったん蔵相の許可がおりたら後は自動的に各種免許が取れるようなシステムとすること」と述べている。これは、何も投資促進センターの責任ではないが、投資促進センターがもうすこし権限を持つか、あるいは他の方法をとるか必要であろう。

ケニア政府も、1989年8月にサイトチ副大統領兼蔵相を議長とする閣僚小委員会を組織して、投資促進センターの機能強化、投資案件の審査手続きのスピード・アップに努めている。

4. 我が国経済技術協力の可能性

近年対サブサハラ援助重視が国際的なコンセンサスともなっているが、ケニアは同地域の中でも特別な位置付けにある。同国が東アフリカの中心的国家であり同国の動向は周辺諸国に及ぼす影響が大きいこと、ジンバブエと並んで経済発展の可能性が高い国と見られていること、更には独立当初から市場経済体制をとっており域内のモデル国となっているため、同国の発展には西側先進諸国の期待が込められていること等から、D A C諸国の多くは同国を域内の重点援助対象国として位置付け多くの援助を供与している。

我が国も同様に、これまで各種形態により協力を推進してきており、88年度までの累積実績を見ると、有償資金協力 854億円（交換公文ベース、域内第1位）、無償資金協力 318億円（同、域内第2位）、技術協力 260億円（J I C A経費実績ベース、域内第1位）とアフリカ地域最大の援助受取り国となっており、特に技術協力については世界計で見ても第7位に相当している。また、88年二国間ODA計144.73百万ドル（支出純額ベース）は、域内第1位、世界計でも第11位であった。なお、86年、87年と我が国はケニアにとり最大の二国間ODA供与国となっている（88年実績については集計中）。

我が国のこれまでの対ケニア経済技術協力の対象分野は、食糧・農業、林業、水供給、保健・医療といったB H N分野をはじめ、運輸・交通や通信等の基礎インフラ整備などが中心となっているが、近年では同国の構造調整努力を支援するためのノンプロジェクト援助も積極的に推進してきている。

例えば、経常収支の赤字基調、財政収支の悪化、対外債務の増大といった構造的問題を抱える同国に対し、我が国は87年度ノンプロジェクト無償資金協力を実施（35億円）したほか、88年度には「農業セクター調整計画」（95億円）及び「工業セクター調整計画」（91.1億円）について世銀との協調融資として円借款を供与している。

特に、輸出振興については、主要輸出品目であるコーヒーの価格下落等により貿易収支の赤字が急速に拡大しており、債務救済問題も考慮すると輸出の大幅な振興が緊急の課題となっている。従来の輸入代替産業保護政策や価格統制等の複雑な既存制度による工業セクターの国内指向傾向を是正するため、89年に同国で策定された「第6次開発計画」にも輸出振興は重点目標の一つとして取り上げられている。

これに対応して、現在世銀をはじめ複数の援助国・機関が様々なアプローチを展開しつつある。

具体的には、世銀は関連法制の見直し、人造り、インフラ整備等のプロジェクト案を含めた「輸出振興戦略に係る提言」を90年夏に理事会承認を得るべく策定中であり、米国（USAID）は、工業輸出振興政策に関し、民間サイドに立った提言（89年提出）及び輸出加工区設立に関する調査報告（90年）をケニア側に提出している。またEECは主に組織面の改革を主眼とした報告書を同国商務省に提出している（88年）。今回、意見交換を行った各援助国・機関関係者の一般的認識のみならず、ケニア政府関係者自身も強調していたとおり、時は今まさに「提言」（recommendation）から実際の「行動」（action）へとステップを踏み出す段階に来ていると思われる。

今回、我が国の開発調査により「輸出振興計画」を実施することは、

- ① 様々な援助国・機関からこれまで出された輸出振興に関する提言・報告等を全体的に概観・分析し、ケニアの抱える法制、組織、インフラ等における様々な問題点をレビューすること。
 - ② こういった問題点を克服するため必要となる具体的な措置・実施計画を策定すること。
 - ③ 輸出ポテンシャルを持つ製品の技術的分析やマーケット調査など、他の援助国・機関からの提言の中で触れられていない分野（比較的手を付けにくい事項ではあるが、「行動」に移す際には最も必要となる箇所）について具体的な提言をまとめること。
- といった点でまさに時宣を得たものと言え、この点で先方政府からも大きな期待がかけられているところである。

一般に、特に中所得国を中心に、資源なくして戦後急速な経済発展を遂げた日本に対して、貿易・輸出振興に関する関心が高く、我が国はこれに応える形で、これまで有償、無償、プロジェクト方式技術協力などの形態により援助を供与してきている。

有償資金協力の場合、例えばフィリピンの輸出産業近代化事業（80、87年度）パターン輸出加工区建設（84年度）、タイのIFCTローン（85、87年度）などの他、最近ではナイジェリアの貿易投資政策調整計画に見られるように構造調整努力を支援する形式での供与が目立ちつつある。

また、無償資金協力では、タイ、フィリピン、インドネシアに対しての貿易研修センター施設建設計画（夫々82、86、87年度案件）などが代表例といえよう。

こういった直接的に輸出振興そのものを対象とした案件以外にも、間接的・副次的効果として輸出振興に貢献している案件というものがある。ケニアの場合、その例として

園芸開発計画が上げられる。農作物多角化による輸出の増大、そして外貨獲得を目指し、77年以来個別専門家派遣により行われていたマカダミア・ナッツの研究・開発は、その成果が上がるにつれ、国立園芸試験場に対する無償資金協力及びプロジェクト方式技術協力へと拡大された。本事業に関しては、①マカダミア・ナッツが生産技術の改善によってはコーヒー、紅茶と並び得る輸出農産物となり得ること、②同品種がアフリカの開発途上国で未だ導入されておらず国際市場での競争が将来とも少なく、生産費の面から価格競争力を持ち得る、等の理由から高く評価されているが、①行政機構（ケニアの行政機構改革のうちに所管機関が不明確になり予算措置と執行が遅れた）、②ローカルコスト負担、及び③専門家派遣の方法（業務調整、育種など特定の長期専門家の不在がプロジェクトの進捗に支障をきたしたこと）、④苗木増殖、などに関する諸問題が浮き彫りにされてきている。また、マカダミア・ナッツの増産に関しては、日系民間企業に対してのJICA/OECFの仲介による対外投資促進事業からの資金繰り援助の可能性も今取り上げられようとしている。

このように、本件開発調査の目的の一つでもある輸出ポテンシャルを持つ具体的品目の技術的分析についても、すでに我が国援助により十年以上にわたり試行錯誤を重ね経験をつんでいるプロジェクトがあり、その評価調査結果は実に貴重な示唆を与えている。他の同種案件と比較研究することにより、また、本件開発調査を以てより多面的が明らかになれば、いざ「提言」から「行動」へとステップを踏み出してからも、我が国の経済技術協力のスキームにより貢献できる余地は大きいものと確信する。

IV. 本格調査実施上の留意点

1. ケニアにおける通商政策の現状と問題点

ケニアの通商政策を含めた経済政策全般については、既にE E C, U S ・ A I D, 世界銀行がそれぞれ独自の調査を実施済であるところ、これらのレポートを十分に活用するとともに、それらと重複しない形で我が国の調査が行われることが望ましいと思われる。

2. 輸出が有望視されるセクター、品目

先にも述べたとおり、短期的には、ケニアの有望輸出品目は、一次産品と成らざるを得ないと考えられるが、中長期的には二次産品、三次産品も不可能ではない。既に軽工業製品の中には欧州への輸出に耐え得る製品が出てきている。

一次産品の中では、V I X A (ビクサ) と呼ばれる天然着色料が今後の輸出拡大製品として有望との情報を得たので、記しておきたい。

3. 輸出促進制度及び組織

次の点を確認又は調べる必要がある。

- ① 輸出補償金制度のさらにくわしい内容。どこに、いつ申請するのか。船積前に申請できるのか。通常、申請から輸出補償金入金迄どのくらいかかっているか等々。
- ② グリーン・チャンネル制度により実際どのくらいスピード・アップされているのか。
- ③ E P Z 建設計画の進捗状況。投資誘致策としてのどの程度のことを考えているのか。品目は、どんなものを考えているか等々
- ④ 第6次開発計画の中で述べられている輸出信用保険・担保制度のくわしい内容と進捗状況。
- ⑤ Sessional Paper No.1 of 1986 on Economic Management for Renewed Growth (抄訳巻末資料) にでているGovernment-financed export credit guaranteesのその後。これは制度として既にスタートしているのか。しているとしたら、そのくわしい内容。スタートしていない場合は今後の見込み。
- ⑥ 日本は戦後、重要機械類免税制度いわゆる重免が、工業の振興に役立った。ケニアもこのような制度の導入を考えているのか。

あるいは、いたような制度がすでにあるのか。あればその具体的な内容。

⑦ 輸出加工区に関するUSAIDのレポートの中に、「ケニアに投資しようとする会社にとってシンガポールや香港に比べケニアは手続きに手間がかかりすぎる等々」の記載がある。これのくわしい内容。

⑧ 港湾施設、倉庫、空港のフォークリフト、鉄道、道路等のインフラ部門の概要。

調査団が走ったナイロビーモンバサ間の道路は幹線道路にもかかわらず、日本で言えば簡易舗装以下といったところ。

これでは、輸出品にコスト高となってはね返るおそれがある。

⑨ “現在、保税工場での生産は行われているのか、いるとすればどの程度か”調べる。

⑩ 世銀エコノミストは、「経済安定やインフレ防止の観点からは為替レートの安定が必要だが、輸出促進の観点からはより競争的な為替レートが必要である」と述べている。調査団が3月2日世銀ナイロビ事務所を訪問した時「競争的な為替レートとは、為替を切りさけるべしということか」との質問に「必ずしもそうではない」との回答であったが、本件、出来たらもうすこし突っ込んだ方がいい。即ち、ケニアは変動相場制ではあるが、ケニア・シリングが急落の時、これの買い支えを行っているのか。行っているとしたらどの程度の規模で行っているのか。また、為替相場に対する輸出業者の見方はどうか。

⑪ 「当該輸入品が輸出品製造に使用された場合、輸入税の払い戻しあり」という情報に接したが、本当に実施されているのか。

実施されているとしたら、そのくわしい内容。

⑫ カシューナッツ、アルミ、しんちゅう、銅くず、綿、古紙に対して1989年7月1日から10%の輸出税が課せられている由だが、本当にそうなのか。そうだとすると、そのねらいは。

4. アクションプログラムの留意点

(1) 情報入手先

大蔵省、商務省、中銀、税関、US・AID、EEC、世銀、投資センター、大手の銀行、信頼できる輸出業者、進出企業、乙仲、保税工場の認可をとった会社など。

制度の内容をたんに紹介するだけでは不十分。制度としては存在するが実質上機能していない場合も時としてあるかもしれない。

また、若干は機能していても、当初期待の機能は果たしていない場合もある。

それは何故なのか、突っ込んだ調査が必要。それには、輸出業者、進出企業、乙仲からの情報が役立つ。

次の人は、情報収集先として非常に役立つので、調査団は良好な関係を保つよう心がけるべき。

大蔵省	Ryan経済密議官
世 銀	Bhattasali首席エコノミスト
U S ・ A I D	Zallnan次長 Greenberg顧問 Mystafford Baker
E E C	Mr. Philippe Darmuzey (エコノミック・アドバイザー)

(2) 次の工場の視察

縫製工場、自動車アSEMBル工場、タイヤ・チューブのファイヤーストーン・イースト・アフリカ社の工場、ザ・ユナイテッド・テキサスタイルインダストリーズ社の工場

(3) 本格調査団がケニアで情報を収集する際、集めた情報は英文でまとめた方がよい。その方がそれをもとに議論するにも便利だし、レポートを出すのに余計な時間のロスがない。

(4) 制度政策の実施

U S ・ A I Dのレポートは、「ケニアが輸出振興策を推進していくうえでの最も大きな障害は、政府の公約と日常の行政実施レベルのギャップである。制度政策の実施面での改善がなければ長期的経済発展の実現はおろか貴重な資源が何の成果もなく使われてしまうだろう」と述べている。厳しい指摘ではあるが、いくら立派な制度であっても、スムーズに実効されなければ意味がない。たとえば前述した保税工場。すくなくとも、この制度がおおいに利用されているとは言えない。

何故こういうことになってしまうのか。この辺の原因を調べる必要があるだろう。

(5) 協力実施上の留意点

我が国はケニアに対し70年代から各種形態により経済協力を実施してきたが、これまでの援助経験を通じて認識されるに至った共通の問題点、またケニアの社会・経済・政治構造の特徴というものがあり、援助の効果的・効率的実施を図る上でも、

今後の援助活動に当たりこれら諸要因を念頭に置いていくが肝要であるので、以下簡単に述べることにする。

① ローカルコスト

国際経済の変動などにより、予定していたローカルコストがやむを得ず負担出来なくなる場合もあるが、一方特にケニアにおいては、援助交渉を早く終わらせ支出を迅速に引き出すため「自助努力」分担を十分考慮しないまま協定を結ぶといった傾向もある。

② カウンターパート

従来の援助協定にはカウンターパートに関する細かな取決めが欠けていたこともあり、兼職を持つためフルタイム充てられない、配置転換・職場転換などのために移転技術が定着しない等の問題が多い。

③ 援助計画の策定

ケニア政府は多年度予算計画を策定し、国家の開発戦略に沿った優先プロジェクトをリストアップしていることもあり、例えば5年サイクルでの援助計画を組むなど中・長期的援助サイクルを策定することが望ましい（ただこの場合我が国の援助予算単年度制が問題）。また新規案件については、同国の行政・援助吸収能力を十分把握しておく必要があるが、これまでも上述のローカルコスト、カウンターパート等の問題につき、現在進行中の構造調整計画による機構改革のため既存案件の所管官庁の変更が原因で混乱を生じたなどの例もあるので特に機構改革には十分注意を払う必要がある。

④ 援助国／機関との協調

ケニアは世銀／IMF主導の構造調整計画実施を最優先していくと思われるが、一方で特定国・機関への援助依存集中を避ける傾向がある（例えば87年トップドナーである我が国のシェアはわずか15%）。したがってドナー間における援助調整が重要となるが、ケニアでは、パリで2年に1度開かれるCG会合以外にも、頻繁にドナー会合が持たれるなど情報交換が密に行われており、環境的には良い状況にある。

輸出振興に関しても、既に81年から構造調整計画の中で取り上げられており、我が国も88年に円借款を供与した「工業セクター調整計画」の第2次版ともいえる「輸出振興戦略に係る提言」も現在世銀で策定中であるが、同時に米国（USA I

D) や E E C においても個別にアプローチを試みている。現在の状況では、例えば米国の場合は輸出加工区に、E E C は組織改革に力点を置いているが、今後関連プロジェクトを策定する際にもドナー間の援助調整により無駄な重複を避けるよう配慮することが重要である。

- ⑤ その他ケニアに対する援助政策を考えるに当たり、イ. 労働力対策として、教育と技術訓練に対する政策的配慮の度合いが他のアフリカ諸国に比べてかなり高い点（ただ現場を知る人材の養成は未だ不十分）、ロ. 「アフリカ人化」推進による経営管理能力の低下の問題、といった状況も念頭に置く必要がある。
- ⑥ また、世界中の開発途上国における工業化案件に共通の問題ながら、先住民族の生活に関わる社会環境、及び熱帯林・野生動物保護といった観点からの自然環境についても常に配慮を行うことが必要である。
- ⑦ 本件調査のカウンターパート機関は、大蔵省と商務省であり、大蔵省は、関税、貿易金融、投資促進等を担当し、商務省は、輸出促進のための情報整備、組織開発等を担当することになるが、調査にあたっては、実行可能なプログラムを作成する観点から、ステアリングコミティーを通じての両者とのフォーマルな意見調整のみならず、日常の調査業務を通じてのダイアログを推進することが大切である。

5. 我が国経済技術協力スキームとの適合性

改めて述べるまでもなく、開発調査とは本来、相手国の要請に基づき、その国の公共的な開発計画に関して現地調査及び国内作業を行い、相手国経済社会発展に資する計画を策定し、報告書にまとめることを目的としたものであるが、あわせ調査の過程において相手国関係機関と共同で作業を行うことを通じ、調査及び計画策定に係る技術の移転を図ることも副次的効果として大変期待されている。その意味において、今次 S/W 協議においても、先方より本格調査団の現地調査期間を我が方原案より長くすること（結局 2 ヶ月から 3 ヶ月に延長）、またカウンターパートの日本受入れに対しても強い要望が出されるなど、技術移転に対し並々ならぬ熱意を感じる事ができた。

特に、貿易促進、輸出振興という分野に関して見れば、単に世銀をはじめとする援助国・機関が一方向的に提言を打ち出しているというのではなく、ケニア側自身においても、例えば同国の第 6 次開発計画（89 年策定）に重点目標の一つとして取り上げ、また今次調査団の来「ケ」直前に日本から J E T R O 専門家を招き、国内数カ所でセミナーを開

催し日本の経験を学ぶなど、現在熱心にその方向性を模索しているテーマとなっている。この点で、本件に対する我が国の協力は、世銀／IMFの対ケニア構造調整計画に協調するとの従来からの姿勢と、相手国の自助努力を側面的に支援するという我が国援助理念の両面からまさに時宜を得たものといえよう。

本格調査を進めるに当たって、当初我々が若干不安を覚えていたカウンターパート機関についても、今次協議の結果関係3省庁2機関で構成されるステアリングコミティーが組織され、実質的には『輸出促進に関する閣僚会議事務局』でもあり他省に対して強い権限を有する大蔵省がリーダーシップを取ることで内諾を得たことは成果であり、本格調査のスムーズかつ効果的な遂行が期待できる。

本件マスタープラン調査では、最終的にケニアの輸出促進のための短・中期的戦略の策定とともに、同国の個別施策立案・実施能力が未成熟である現状に鑑み、輸出ポテンシャルのある産品及びそれに関連した具体的開発プロジェクトの提案ならびに投資優先順位付けも其の内容としている。その過程では、もともとの本件要請元であるケニア商工会議所の持つ問題意識（輸出競争力のある品目を今後広めていくためには、外国のバイヤーがアクセスしやすい環境の整備、特に情報提供、人材の養成及びケニア産品の展示等の機能を兼ね備える施設建設が必要との認識）が全体の輸出振興政策の中でどのような位置付けにあるのか、先方に十分納得の行く形で明確にさせる必要がある。

V. 他援助機関の動向調査

1. 世 銀

世銀は現在ケニア政府（主として大蔵省）と「輸出促進戦略に関する提言」に関する詰めを行っており、その内容は、為替レート政策、輸入ライセンスの簡素化、輸入生産財の免税措置、輸出金融制度、関連規制の見直し、輸出者へのサービス、援助、輸出促進組織制度の整備及び人材の訓練等のプログラムメニューに加え、輸出加工区、関連インフラの整備等のプロジェクト案を含むものとなる予定。本報告書の内容が「ケ」大統領との協議を経て7月の世銀理事会で承認されれば、25～30百万ドルのローンが出される予定。

先方は、上記ローンは、主としてEPZの設立、輸出金融に使われるが、全てのプログラム、プロジェクトをカバーすることは不可能なので他の援助国の協力を仰ぎたいとしている。

上記提言では、輸出有望業種の技術的分析・市場調査、工業標準化の体制整備、その他輸出促進のための組織整備の具体的プログラムに関する部分が欠落しているため、この分野で日本の協力を期待している模様。

2. USAID

AIDでは、1989年8月、「ケニア工業のための輸出振興策」（巻末資料6. 参照）という調査報告書を作成しており、これに基づき、本年1月、「輸出加工区設立のための条件整備」（巻末資料7. 参照）と題する報告書が「ケ」大蔵省に提出された。AIDは、上記世銀レポートの内容に基本的に合意しており、そのラインで輸出加工区の設立を提言しているが、ケニア側にその必要認識が乏しく本件設立に向けてのリーダーシップが弱いと懸念している感がある。（本件調査報告書抄訳については、巻末資料を参照）

3. EEC

KEETAの拡充・強化を盛り込んだ報告書を作成、「ケ」商務省に提出したが、その後「ケ」側のアクションがないため、現在のところそれ以上の進展なし。

VI. 工場調査報告

1. 酒造工場

2月7日午前、調査団一行はケニア商務省のアレンジにより、ナイロビ近郊の酒造工場（「MOHAN MEAKIN社」）を視察したところ、概要以下のとおり。

（1）ケニアにおける酒造一般状況

当国においては、古くからビールが幅広く飲まれており、数社でビールの自国生産も行われているが、実際にはタスカー社（Tusker）、ホワイトカップ社（White Cup）の二社で90%以上の生産シェアを占めている。これらビールは、アフリカPTA諸国をはじめ、欧米地域向けに輸出もされており、日本も輸入している。

ビール以外の酒類については、国内では長い間飲む習慣がなく政府も自国生産を認めていなかったが、20年以上前から自国での生産を始め、現在ではウイスキー、ジン、ラム、ワイン、ブランデー、ウォッカなど各種を生産している。ただ国内ではいまだ需要がさほど高くなく（ナイロビ市内のバーでも輸入物がほとんど）、政府としては当分の間徐々に伸びつつある輸出に力を入れていきたいと考えている由。

（2）視察工場概要

今回視察を行ったMOHAN MEAKIN KENYA社は、ナイロビ北東約40km、アチ川の近くに位置し、辺りを草原に囲まれた広大な敷地面積を有する。工場長MR. MOHAN GALOTはインド系ケニア人（当国の商業活動の約7割を牛耳っている）であり、当初の技術指導もインド人によりなされた由。同工場では約200人の従業員を抱えている。

またケニアには、同工場のほかにも有名な酒造所として英国人の指導によるInternational Distillers社がある。

MOHAN MEAKIN KENYA 社視察における主な気付きの点は以下の通り。

- (1) 製造各過程は手作業で行われているため、1日の生産量は約千本にとどまる。各種のボトルを製造しているが、見た目には、サイズこそ揃っているものの表面に気泡が散見されるなど、先進国市場向けには適当とは思われない。ちなみに、この工場の産品は主に国内向けとのこと。但し、アフリカ大陸や各種動物を型

どったボトルのユニークさには目を引くものがあった。

- (2) 当工場では、酒用ボトルだけでなく、ランプシェード、デザインコップ等他の製品も同時に（副業として）製造している。また蒸留過程における中間材もペイント、薬品用等に活用されている。
- (3) 製造された瓶は1本につき50シリング（約350円—余りに高いので50セントの聞き違いか）の寄付を野性動物保護基金へ行っている由。
- (4) 原料となるガラス砂は、同国モンバサ（本件調査団のモンバサ視察においても海岸でglass-sandと呼ばれる真っ白な砂を確認済）をはじめとし全て現地産でまかなわれている。
- (5) 当国の水質は比較的良いが、残念ながら軟水（アルコール製造には硬水が良い由。）なお、同工場では地下水を利用している。
- (6) ボトリングの各作業（全員女性）を除きすべて男性従業員により運営。

(3) 所 見

GALOT 工場長の話の中で興味深かった点は、同工場長が「失業者対策」という面での手作業の利点を強調していたことである。もう一つの代表的酒造工場であるInternational Distillers社が全てオートメ化により生産されているのに比べ極めて対照的といえる。同工場長によれば、オートメ化により生産量が増大したとしても、現在のところそれに見合うだけの需要がないため、かえってインバランスを招くとの説明であり、同じ意見は後日視察を行った製薬工場（ユーゴスラヴィアとケニアの合併企業）においてもユーゴ人技術者より耳にすることとなった。国家の政策と実際の商業母体である民間サイドの基本的考え方に食い違いが見られることの一例といえる。

2. スポーツ用品工場

3月9日、スポーツ用品の製造、販売会社であるOrbit Sportsを訪問した。

同社の概要

- 資本金：1300万Kシリング（約9千万円）
100%ケニア資本
- 従業員は400名（ボール工場：300人、シャツ工場：100人）
400名のうち、2名のみインド人

- 取扱い商品は、各種スポーツ・ボール、スポーツウェア、スポーツシューズ（サッカー、ラグビー、バスケット、ホッケー、テニス、卓球等）
- これらのうち、概ね、ボールとシャツはケニアの工場で生産・販売。その他のスポーツ用品は輸入・販売。
- 例えば、テニスのラケットは台湾から、テニスボールは米国から輸入し、また、バスケットボールは、やはり台湾から輸入している。
- シューズは西独、仏より輸入している。
- 最近ボクシング・クラブもケニアの工場生産を始めた。（有名ブランド品は輸入）
- ケニアの工場生産している7～8割をヨーロッパを中心に全アフリカ諸国に輸出している。
- サッカー・ボールの皮はケニア産のものを国内で調達しているが、なめし薬や、塗装用の塗料や仕上げ薬は輸入している。

印象

- フットボールやホッケーのナショナル・チームが同社のウェアを着るということからもわかるように、同社はケニア最大のスポーツ用品製造・販売会社とのことであり、特に、サッカー・ボールについては、ケニアの工場生産して、ヨーロッパに有名ブランドで輸出しているという事を知り、ケニアの工業力を見直させられた工場訪問であった。
- 日本からも既にサッカーボールの引合が2件来ており、近々日本へも輸出されるようになるであろうとの支配人の話であった。
- 「輸入原材料には20～30%という、ケニアにおいては「低い」関税の御陰で優遇されていてビジネスはやりやすい」と支配人は語ったが、最高200%もありうるというケニアの輸入関税は高過ぎるのではないか。
- 「現在輸入して販売している商品をケニアで生産しようとする場合のボトルネックはどのような事か」との質問に対し、支配人は「例えば化学繊維のシャツの原料のポリエステルはケニア国内で調達できない。この原料を輸入により調達しても、ケニア通貨が弱いことに加えて、輸入関税があるため、原料調達コストが大変高くなってしまい、製品を輸入した方が結局安くすむことになってしまう。」との回答であった。

3. 医薬品工場

3月8日 DAWA PHARMACEUTICALS LIMITED (P.O. Box 47105 NAIROBI Tel:802401~6, Telex:22072, Cable:DAWAPHARM) を訪問した。

同社の概要：ケニア，ユーゴスラビア両政府の合併の製薬会社。従業員は300名でうち2名がユーゴスラビア人で残りはケニア人。売り上げ額の20～25%はP T A諸国に輸出されている。

1977年設立。痛み止め，マラリアの治療・予防薬，抗生物質，ビタミン剤等々が生産されている。人間用ばかりでなく，動物用の薬も生産されている。

所 見：同社はナイロビの中心部から車で約10分程度のところ。ケニアには製薬会社は25社あるが，同社はこの中でだいたい3位ぐらいといったところらしい。原材料はケニアで入手できないものはヨーロッパからの輸入品とのこと。工場内は比較的よく整備されており，かなり機械も導入されている。包装もよくできている。

ただ薬のきき具合は，試したわけではないので判らない。

売り上げの20～25%がP T A諸国むけとのことだが，P T A諸国は苦しい経済運営をしている国が多いことを考えると，この数字はかなり高率のように思われる。

“経済は苦しくとも，薬は輸入せざるを得ない”ということなのだろうか。とすると，製薬業にとってP T A諸国はかっこうなマーケットと言える。

同社の敷地は広く，まだまだ拡張の余地は充分にある。従業員用の食堂もある。薬剤師やマーケティング部門の高級職の人間をどこから雇うのかと思ったが，ナイロビ大学から採用した由。

なお，同社側より調査団に対し次の要請があった。

「日本がケニアに薬品の無償援助する時，現物援助とせず，同社の薬品を買いあげてこれをケニア政府に渡す方式をとって欲しい」

卷 末 資 料

資料 1

調査団対処方針

1. 基本方針

本計画に関しては、既にUSAID、世銀より報告書や提言が出されており、我が方マープランの作成にあたっては、右内容を踏まえ、「ケ」政府の立場に立った段階的に実施可能なアクションプログラムを盛りこんだ計画の作成を行う。

2. 署名者

「ケ」側： 商務省国際貿易局長（予定）
日本側： 調査団団長 富田 堅二

3. S/Wの正本

英語

4. 調査の内容、手順

原則的には、我方案により説明するが、現地での調査、確認の結果妥当とおもわれる場合は、一般の開発調査の範囲を著しく逸脱しない限り調査団の判断に委ねる。

5. 報告書

最終報告書（本文及び要約）30部を英文にて作成する。
なお、部数について変更の要望があった場合は、調査団の判断に委ねる。

6. 先方のUNDERTAKINGS

我が方案により説明する。

7. 調査期間

原則的には、我方案により説明するが、変更について強い要望があれば、調査団の判断に委ねる。

8. 調査に関連した要請

本件調査に関連して、先方より、機材供与、研修員受入等の要請があった場合は、聞きおくに留める。

なお、先方より強い要望があった場合は、調査団の判断においてその旨ミニッツに書きおくこととする。

9. 字句修正

S / Wの若干の字句の修正については、調査団の判断に委ねる。

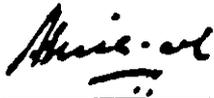
10. その他

本調査団に対して、先方より我が国の輸出振興政策、制度に関するセミナー等の実施依頼があった場合は、団内打合せのうえ、調査団業務に支障のない範囲で対応することとする。

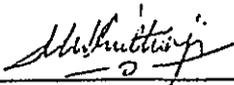
以 上

SCOPE OF WORK
FOR
THE STUDY ON THE MASTER PLAN FOR TRADE PROMOTION
IN THE REPUBLIC OF KENYA
AGREED UPON BETWEEN
THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF KENYA
AND
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

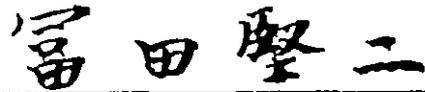
NAIROBI, MARCH 9, 1990



MR. A. H. ALI
FINANCIAL SECRETARY,
MINISTRY OF FINANCE



MRS. MARGARET W. GITHINJI
PERMANENT SECRETARY,
MINISTRY OF COMMERCE



DR. KENJI TOMITA
LEADER OF THE PRELIMINARY
STUDY TEAM,
JAPAN INTERNATIONAL
COOPERATION AGENCY

I. INTRODUCTION

In response to the request of the Government of the Republic of Kenya (hereinafter referred to as "GOK"), the Government of Japan decided to conduct the Study on the Master Plan for Trade Promotion (hereinafter referred to as "the Study") in accordance with the relevant laws and regulations in force in Japan.

Accordingly, Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), the official agency responsible for the implementation of the technical cooperation programs of the Government of Japan, shall undertake the Study in close cooperation with the authorities concerned of Kenya.

The present document sets forth the scope of work with regard to the Study.

II. OBJECTIVE OF THE STUDY

The objective of the Study is to review existing policy, programs and organizations with regard to trade promotion and to make concrete program recommendations for creating enabling environment for export promotion with a view to improving Kenya's trade balance through increased export earnings.

III. SCOPE OF THE STUDY

The outline of the Study shall be the following:

1. Review of existing policy and programs
 - 1.1 National and regional development policy
 - 1.2 Trade promotion policy and programs
 - 1.3 Identification of administrative bottlenecks
2. Study of products with export potentials
 - 2.1 Market and product analysis
 - 2.2 Identification of technical, managerial and infrastructural bottlenecks
3. Study on organizational development for trade promotion
 - 3.1 Review of existing organizations and institutions
 - 3.2 Identification of administrative problems
 - 3.3 Plan for further development
4. Recommendations and action programs for export promotion
 - 4.1 Short-term programs
 - 4.1.1 Organizational and structural measures for export promotion
 - 4.1.2 Measures for institution strengthening

(116)

my dm

- 4.2 Medium-term programs
- 4.2.1 Program reform for export promotion
- 4.2.2 Program for development of industrial sectors with export potentials

IV. PROCEDURE OF THE STUDY

The Study shall be implemented in accordance with the following procedure:

- 1. Preliminary study (in Japan)
 - 1.1 Collection of data and information available in Japan
 - 1.2 Preparation of the Inception Report for the purpose of explanation of, and discussion on, the content and the flow of the Study
- 2. Field study (in Kenya)
 - 2.1 Collection of data and information
 - 2.2 Interview with relevant officials
 - 2.3 Site survey
 - 2.4 Submission of the Progress Report for the purpose of summarizing the results of the Field Study and explaining the onward study schedule
- 3. Primary analytical work (in Japan)
 - 3.1 Analysis of data and information
 - 3.2 Preparation of the Interim Report
- 4. Interim Report presentation (in Kenya)
 - 4.1 Presentation of, and discussion on, the above Report
 - 4.2 Collection of additional data and information
- 5. Secondary analytical work (in Japan)
 - 5.1 Analysis of data and information
 - 5.2 Drafting of the Final Report:
- 6. Draft Final Report presentation (in Kenya)
 - 6.1 Presentation of, and discussion on, the Draft Final Report
 - 6.2 Signing of the Minutes of Understanding
- 7. Final Report preparation (in Japan)
 - 7.1 Preparation of the Final Report incorporating the discussion results during the presentation in Kenya
- 8. Submission of the Final Report

V. SCHEDULE OF IMPLEMENTATION

A tentative schedule of the Study implementation shall be as attached in the Appendix.

(11/5)

Mary Stan

VI. REPORTS

JICA shall prepare and submit the following reports in English to GOK.

Ten (10)copies of the Inception Report
Ten (10)copies of the Progress Report
Thirty(30)copies of the Interim Report
Thirty(30)copies of the Draft Final Report
Thirty(30)copies of the Final Report

VII. UNDERTAKINGS BY THE GOVERNMENT OF KENYA

1.To facilitate smooth conduct of the Study, GOK shall take the necessary measures:

- 1.1 To ensure the safety of the Japanese Study Team (hereinafter referred to as "the Team")
- 1.2 To permit the members of the Team to enter, leave and sojourn in Kenya for the duration of their assignment therein, and exempt them from alien registration requirements and consular fees
- 1.3 To exempt the members of the Team from taxes, duties and other charges on equipment, machinery and other materials brought into, and out of, Kenya for the conduct of the Study
- 1.4 To exempt the members of the Team from income tax and charges of any kind imposed on, or in connection with, any emoluments or allowances paid to them for their services for the implementation of the Study
- 1.5 To provide necessary facilities to the Team for remittance as well as utilization of the funds introduced into Kenya from Japan for the implementation of the Study
- 1.6 To secure permission for entry into private properties or areas relevant for the conduct of the Study
- 1.7 To secure permission for the Team to take all data and documents including photographs related to the Study out of Kenya
- 1.8 To provide medical service as needed.(Its expenses can be charged to the members of the Team.)

2.GOK shall bear claims, if any arises against the members of the Team resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their duties in the

(Handwritten initials)

(Handwritten signature)

implementation of the Study, except when such claims arise from gross negligence or wilful misconduct on the part of the Team members.

3. The Ministry of Commerce (hereinafter referred to as "MOC") shall act as the counterpart agency to the Team as well as the co-ordinating body in relation with other governmental and non-governmental organizations concerned for the smooth implementation of the Study.

4. MOC shall, at its own expense, provide the Team with the following, in cooperation with other organizations concerned:

- 4.1 Available data and information related to the Study
- 4.2 Counterpart personnel
- 4.3 Suitable office space with necessary equipment in Nairobi
- 4.4 Credentials or identification cards
- 4.5 Vehicles

5. GOK shall organize a Steering Committee (hereinafter referred to as "Committee") for the purpose of coordinating GOK responsibilities in connection with the Study.

The Committee shall consist of members of the following authorities and its secretariat shall be set up within MOC.

Ministry of Finance
Ministry of Commerce
Ministry of Industry
Kenya National Chamber of Commerce and Industry
Kenya Association of Manufacturers

VIII. UNDERTAKINGS BY JICA

For the implementation of the Study, JICA shall take the following measures:

1. To dispatch, at its own expenses, a series of study teams to Kenya.
2. To pursue technology transfer to the Kenyan counterpart personnel

IX. CONSULTATIONS

JICA and MOC shall consult with each other in respect of any matters that may arise from, or in connection with, the Study.

(11/5)

TENTATIVE SCHEDULE OF THE STUDY

Order of Month	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
Month	Jun.	Jul.	Aug.	Sep.	Oct.	Nov.	Dec.	Jan.	Feb.	Mar.	Apr.	May	Jun.	Jul.
Year	1 9 9 0							1 9 9 1						
Work in Japan	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
Work in kenya		<input type="checkbox"/>					<input checked="" type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>				
Report Output	▲ IC/R			▲ P/R			▲ IT/R			▲ DF/R			▲ F/R	

Abbreviations: IC/R: Inception Report
 P/R: Progress Report
 IT/R: Interim Report
 DF/R: Draft Final Report
 F/R: Final Report

(WB)

mm
DM

MINUTES OF MEETING
FOR
THE STUDY ON THE MASTER PLAN FOR TRADE PROMOTION
IN THE REPUBLIC OF KENYA
AGREED UPON BETWEEN
THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF KENYA
AND
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

NAIROBI, MARCH 9, 1990



MR. F. C. MAKOKHA
DIRECTOR,
EXTERNAL TRADE DEPARTMENT,
MINISTRY OF COMMERCE



DR. KENJI TOMITA
LEADER OF THE PRELIMINARY
STUDY TEAM,
JAPAN INTERNATIONAL
COOPERATION AGENCY

1. The Preliminary Study Team organized by Japan International Cooperation Agency visited Kenya from March 2, 1990 to March 9, 1990 for the purpose of discussing the Scope of Work regarding the Study on the Master Plan for Trade Promotion with the authorities concerned in the Republic of Kenya.
2. In connection with the above, a series of meetings were held between the Kenyan side headed by Mr. R. C. Makokha, Director, External Trade Department, Ministry of Commerce and the Japanese side headed by Dr. Kenji Tomita, Leader of the Preliminary Study Team. (The attendance list is at the Appendix.)
3. These records should be read in conjunction with the "Scope of Work" agreed upon between GOK and JICA.
4. SPECIAL ISSUES HIGHLIGHTED
 - 4.1 Regarding III.1.2, emphasis shall be placed on sectoral policies and programs.
 - 4.2 Regarding III.2, the Study shall emphasize non-traditional products.
 - 4.3 Regarding the Tentative Schedule of Implementation, the duration of stay of the Interim Report Presentation Team can be extended if need may arise, with the mutual agreement of GOK and JICA.
 - 4.4 Regarding VI., reports shall be kept confidential solely for the use of the Government of Kenya, unless otherwise advised by GOK.
 - 4.5 Regarding VII.4.5, supply of vehicles to the study team shall depend on the availability of vehicles on the Kenyan side, but to avoid uncertainty, the Kenyan side recommended that when JICA is preparing the study budget, a provision must be made for the Team to hire transport.

M

W2.

- 4.6 Regarding VIII.2., the Kenyan side requested JICA to accept Kenyan counterpart officials' technical training in Japan, as part of the Study, and to finance the travel and subsistence cost of the counterparts' stay in Japan. It was, however, agreed that the local travel and subsistence cost of the counterparts, while in Kenya, would be met by GOK.
- 4.7 Due to the general nature of the Study, the paragraph that appeared in VII.1.6 of the original text has been amended as an exception in this particular Scope of Work.

M

(HS)

LIST OF ATTENDANCE

THE KENYAN SIDE

1. Mr. R. C. Makokha
Director,
External Trade Department,
Ministry of Commerce
2. Mr. R. C. Ogana,
Deputy Director,
External Trade Department,
Ministry of Commerce
3. Mr. A. A. Wanyandeh
Assistant Director,
External Trade Department,
Ministry of Commerce
4. Mr. M. Ngali
Under Secretary,
Ministry Headquarters,
Ministry of Commerce
5. Ms. A. Shani
External Trade Officer,
External Trade Department,
Ministry of Commerce
6. Mr. R. Khatia
Advisor for Economic Secretary,
Ministry of Finance
7. Ms. D. Musau
Senior Assistant Secretary,
External Resources Department,
Ministry of Finance

M

(1/2)

8. Mr. K. Kang'au
Chairman,
Export Promotion Committee,
Kenya National Chamber of Commerce
and Industry

9. Mr. C. K. Gathirimu
Chief Executive,
Kenya National Chamber of Commerce
and Industry

THE JAPANESE SIDE

1. Dr. Kenji Tomita
Leader of the Preliminary Study Team

2. Mr. Kenji Saito
Member of the Preliminary Study Team

3. Mr. Hideki Yoshika
Member of the Preliminary Study Team

4. Mr. Kuniyasu Kobayashi
Member of the Preliminary Study Team

5. Mr. Aichiro Yamamoto
Member of the Preliminary Study Team

6. Mr. Nobuyuki Horie
First Secretary,
Embassy of Japan in Kenya

M

W

7. Mr..Jun Arima
First Secretary,
Embassy of Japan in Kenya

8. Mr. Kenji Kumagishi
Resident Representative,
JICA Kenya Office

9. Mr. Masayoshi Juro
Assistant Resident Representative
JICA Kenya Office

M



資料 4

March 6, 1990

Mr. R.C.Makokha
Director,
External Trade Department,
Ministry of Commerce

Dear Mr. Makokha,

RE: Questionnaire on Master Plan for Trade Promotion

Attached is the questionnaire containing questions that we think it necessary and useful to ask as preliminary information for conducting our study.

We will appreciate very much if you provide us with appropriate answers and relevant information as much in detail as possible in collaboration with other ministries and organizations concerned.

Also, it will be of great help if supporting documents, maps and statistical data are also made available.

Although we expect you to return the questionnaire before our departure from Kenya on March 9, we will be equally thankful if you provide us with partial answers before then. In this case, we ask you to send the rest of your answers to JICA Nairobi Office before the end of March.

Thank you very much.

Sincerely yours,

Kenji Tomita
Leader,
Preliminary Study Team,
JICA

c.c. Mr. Kenji Kumagishi
Director,
JICA Nairobi Office

QUESTIONNAIRE

1. Please outline the present situation of the following issues and related problems, if any.

- (1) Foreign exchange control
- (2) Customs duty
- (3) Export & import licences
- (4) EPZ and Manufacturing-in-bond
- (5) Financial assistance for export promotion
- (6) Export insurance
- (7) Tax incentives for export promotion
- (8) Flow of administrative procedures for DFI
- (9) Subsidies for exporters
- (10) Quality control system for export goods
- (11) Standardization of manufactured goods
- (12) Prevention measures against imitation of product design

2. Do you have any import tax exemption for manufacturing machinery? If not, what is your opinion about it?

(For your reference)

Japan used to have this system. Under the system, if an entrepreneur had a plan to build a furniture factory, for example, and he or she wanted to import woodworking machinery of higher performance, he or she was entitled to duty exemption for the imported machinery. Such incentive encouraged manufactures to sell in the domestic market at first and then in the overseas market.

3. Do you think it necessary to have an inspection system for export goods?

(For your reference)

A Japanese law requires exporters to undergo inspection concerning the quality of export goods and the packaging condition. This system contributed to enhance international competitiveness of the Japanese exports.

4. The 1985/86 Finance Act established a 20 per cent rate for

export compensation. Will you explain the details of this scheme?

5. The Sessional Paper No. 1 of 1986 on Economic Management for Renewed Growth mentioned "The Green Channel". Will you explain its details? Is it being operated smoothly?

MINISTRY OF COMMERCE



DEPARTMENT OF EXTERNAL TRADE
P.O. Box 43137
NAIROBI, KENYA

.....21st June...., 1990..

Telegrams: "KENEXTRADE", Nairobi
Telephone: Nairobi 26013/4/6 and 25463
Telex: 22468, KETA
When replying please quote
Ref. No. KETA/12/057 (129)
and date

All correspondence should be addressed to:
The Director

Mr. K. Kumagishi
Resident Representative
JICA
Kenya Office
P.O. Box 50572
NAIROBI

Dear Sir

RE: QUESTIONNAIRE ON MASTER PLAN FOR TRADE PROMOTION

We refer to your letter Ref. No. 2 - 373 (FN) of 29th May 1990 concerning the above.

Attached is the questionnaire answered as best as we could for your retention.

Yours faithfully

A large, stylized handwritten signature in black ink, appearing to be 'R.O. Ogana', written over a diagonal line.

R.O. Ogana
Ag.: DIRECTOR OF EXTERNAL TRADE

Present situation and related problems on the following:-

1. Foreign Exchange Control

- a) Remittance of dividends are controlled
- b) Receipts of foreign exchange of exports must be accounted for
- c) Travel allowance is limited
- d) Remittance of students allowances in foreign countries controlled.

2. Customs duty

- a) Most imports are dutiable
- b) current budget proposes movement of goods from schedule 3C and 3B to 1,II, IIIA
- c) Reduction of import duties by 5% on all items
- d) Reductions on upper limit of import duty from 135% to 100%

3. Export and Import Licences

- a) Import licences are regulated through the Import Management Committee, where a gradual shifting of items from restricted schedules to priority schedules of I and II. Imports licensing is now greatly liberalised.
- b) Most items require an export licence under Form E, which is freely given.

4. EPZ and Manufacturing-in-bond

- a) Manufacturing under bond is already in operation
- b) EPZ has been approved for implementation under the current finance bill.
- c) Both schemes allow duty and tax free imports of machinery raw materials and other inputs.
- d) EPZ allows a 10 year moratorium on taxes.

5. Financial Assistance for Export Promotion

- a) From donor organisations like EEC, GTZ, JICA, IDA
- b) In areas of
 - a) Trade fairs & Exhibition
 - b) Seminars/workshops
 - c) Training of T.P.O personnel
 - d) Training of private sector exporters.

6. Export Insurance

Not yet implemented

7. Tax incentives for export promotion

- a) No tax incentives, but no VAT on exports
- b) There is duty exemption on imported inputs for export manufacture as per current financial bill.

8. Flow of administrative procedures for DFI

- a) There is an open door policy
- b) The Investment Promotion Centre acts as one stop centre for information and licence and approval for investments.

9. Subsides for exporters

Export compensation at a rate of 20% of the F.O.B value

10. Quality control System for Export Goods

Done by individual companies, but supervised by the KBS

11. Standardization of manufactured goods

Supervised by the Kenya Bureau of Standards.

12. Prevention measures against imitation of product design

There is a patent act.

II Do you have any import tax exemption for manufacturing machinery? If not , what is your opinion about it?

Import duty on machinery low. Those for EPZ and none under bond exempted

III Do you think it is necessary to have an inspection system for export goods.

Recommend to the discretion of the importing country.

VI The 1985/86 Finance Act established a 20% rate for export compensation. Will you explain the details of this scheme.

a local manufacturers must have undergone substantive Act.

Eligible products must have undergone substantive processing from the imported raw materials to the exportable finished product. Established a vetting Act that reviews individual product performance.

V) The Sessional Paper No. 1 of 1986 on Economic Management for Renewed Growth mentioned "The Green Channel". Will you explain its details? It is being operated smoothly?

It is already in operation and except for the inevitable teething problems the channel is working.

DEPARTMENT OF EXTERNAL TRADE

輸出奨励策

6.17 長い目でみると、輸出産業にとって最大の輸出奨励策は、国内生産コストがアップしても、輸出の利益ができるように為替ルートをフレキシブルに管理すること (Management) である。

しかし、潜在的な輸出者に、外国市場に入っていく為の時間と金をつぎ込ませる為には、さらに追加の輸出奨励策も必要であろう。輸出補償制度は1970年度代より輸出奨励策の中のメインである。

この輸出補償制度の目的は、輸入する inputs に高関税が課せられる為又は保護されている国内サプライヤーの生産コストが高い為、輸出者の生産コストが高くなる場合これを埋めあわせるものである。

1985/86金融法はこの輸出補償金の料率を20%と定めた。

このレートは、数年間維持されるべきだ。この輸出補償金制度の対象となる輸出品のリスト (※1) は目下準備中で、公表される予定。

速やかに輸出補償金が支払われるような方法がとられている。

これらの処置により輸出補償金制度は、輸出奨励策の中で頼りになるものとなり、輸出者は、投資およびマーケティングに関して決断する時、輸出補償金をすぐもらえることをあてにできる。

6.18 保税地域における生産 (※2) は実施されている。一連の手続きが立案され保税地域を管理する税官吏は1986年はじめより3ヵ月のトレーニングを受ける予定である。

保税工場の申請は数件受けつけており、これに対する決定は保税地域を管理する税官吏の研修がすみしだい行う。

6.19 グリーンチャネル制度は、輸出者が行政的承諾を得る為に必要な手続きを簡素化、スピードアップするもの。本制度の対象となる輸出者は、ふちが緑色の書類を与えられる。この書類は、I/L、外国為替割当、輸出許可取得の際に優先権を与えられる。この新制度実施の為に委員会が設けられている。

6.20 輸出者へのクレジット供与を促進する為の一方法として、政府が行う輸出信用保証 (※3) がしばらくの間議論された。

第3章で述べた政府の財政事情から、このような制度は近い将来には実現不可能であ

る。しかし、商業的、政治的リスクが輸出者に対するクレジット供与を妨げているのであれば、商業銀行およびその他の金融機関がクレジット保険を提供することは、有益となるにちがいない。これらの金融機関は、輸出クレジットを共同出資して、リスクを分散してクレジット保険を提供できる。

輸出者は、この制度に加盟する為には、保険料を払わねばならないが、クレジットの共同出資によりこの保険料は、個々の輸出者が直面するリスクよりは低くなるであろう。政府は本制度の創設を促進する準備はあるが、資本の提供者又は保証人として参加することはできない。

本制度発足の為に、外国からの援助をうけることができるかもしれない。

6.21 P T A 諸国は、結局、ケニアの貿易に大きな影響を与えうる。

共通特惠関税は、ケニアの輸出者にとっては、近いところに、潜在的なマーケットができるということになるが、これまで保護されているケニアのメーカーにとっては、ケニアのマーケットの中においても競争をしいられることになろう。P T A 内の決済方法の取りきめ（※4）は、輸出クレジット供与の際の不履行のリスクをすくなくするにちがいない。

ケニアの比較的発達した工業は、P T A の中でも、ケニアの中でも競争力を持っている。

P T A は、P T A 内での競争を増大させるので、ケニア政府がとっている市場原理にあった奨励策と一致する。

6.22 輸出産業への投資促進の為には、ここで概略を述べた市場原理にあった奨励策ではほぼ充分である。しかしこの奨励策、状況の変化に備えて見直しを続けていくべきである。

投資家達は、ここで述べられた奨励策以上の特別許可を得ようとして政府にアプローチしてくるかもしれない。このような特別許可、必要という根拠があれば、政府は検討し、許可するかもしれない。

しかし、将来においてはこのような特別許可は、現に輸出で成功している会社又はすぐそうなるであろう会社のみと与えられるであろう。

ケニア政府は、輸出促進を決意しており、急速な輸出拡大の為に全力をつくす。

国内市場むけに生産している会社は、ここで述べた市場原理にあった奨励策の中で生産活動をする事となり、特別許可の対象とはならないであろう。

注：

1. この輸出補償制度1970年代より始まっているので、ここで言うリストとは、新リストということかと思う。
2. 後の文章や先日の事前調査団が入手した情報から判断すると、「実施している」というのは誤りかと思う。「保税地域での生産制度は確立した」というぐらいの意味かと思う。
3. 日本で言えば、輸出保険制度といったところかと思う。
4. 次のことをさしているものであろう。「PTA取り決めに従い、これに加盟している諸国は2ヵ月の取引期間内における決済については自国通貨を使用することができ、この取引期間の末日における差引残高は交換可能通貨によって決済される。」

ケニア工業輸出振興政策最終報告書 (抄訳)

I. 序文

本調査は、工業製品の輸出振興のための政策や制度的条件の整備に関するケニア官民の理解を促進することを目的としてケニア工業生産者組合より委託されたものである。

主な調査結果と提言の要旨は以下のとおりである。

II. 主な調査結果

アフリカの主要工業国としての地位にもかかわらずケニアの輸出構造は依然として伝統的な一次産品の輸出に因るところが大きい。近年において、園芸品等の非伝統的産品の急激な輸出増加があったものの工業生産品については、特にアフリカ近隣国に対する輸出は微々たるものである。事実、ケニアの工業分野はこの10年間益々国内志向を強めており、本調査においても、このことがケニアの工業品の輸出が不振を招いていることを証明する4つの点が確認された。

まず第一に、輸入代替型から輸出振興型への政策転換の発表にもかかわらずケニアの通商政策にはまだまだ反輸出的な偏向が見られることである。たとえば、高い有効関税保護率、輸入生産財への不平等なアクセス、価格統制、面倒な行政手続等全てがケニアの工業生産者の輸出意欲を阻害している。したがって、現行の政策体系のもとでは、工業生産者は保護された国内市場向けに生産するほうが利益が上がるため、海外市場を過剰生産量の暫時的なはけ口としてしか捉えていない。

第二に、ケニア政府の制度的、行政的なメカニズムが依然として輸入代替志向に偏向していることである。この結果、工業製品の輸出振興へ向けての政策転換が発表されても行政レベルでは実行されなかったり、あるいは、実行されてもその運用があまりに官僚的すぎて効果があがらないことが多い。

第三に、工業製品の輸出振興に関して官民の姿勢が敵対的であることである。たとえば、政府の輸出優遇政策が発表されても輸出業者は政府から外貨隠匿の悪者として見られ罰則を受けたりするため民間業者は、たいていの場合国際市場での競争より、補助金漬けの国内市場で保護を受けることを好むのである。

第四は、第三の点に関連しているが、ケニアの官民の間でのほとんど全ての関係において強い不信と疑惑が存在することである。これは、植民地時代の遺産であろう。

官民の緊密、かつ継続的な対話、民間の商業倫理の向上、政府の規制緩和がケニア官民のよりよいパートナーシップの確立に必要なのである。このことは、NICs諸国の経

済発展の重要な要素であるが、ケニアでは、まだまだ定着していない。

III アジアNICSの経験

台湾、韓国、そして少し落ちるが、マレーシアの劇的な経済発展は、輸出先導型の経済発展の例として確立した感がある。これらの3つの国は、この2～30年の間、輸出品目構成の多様化と輸出総額における工業製品のシェアの増大を実現することにより実質的持続的な経済成長を達成してきた。この驚異的な成長の原動力は、域外市場向けの輸出工業品の生産であろう。特に、アジアNICSとサブサハラ諸国を比べた場合、この差は顕著で1984年には、前者の輸出は、後者のほぼ14倍のレベルになっている。

近年では、ドミニカ（共）、モーリシャス、チュニジアなどアジアNICSの成功を再現する国もあらわれている。ドミニカ（共）とモーリシャスは、資源の乏しい国であるが、輸出加工区の設立などにより輸出産業の促進を計っている。また、チュニジアは、部分加工品の生産体制を強化することにより近年工業輸出が伸びている。

1. 輸出促進を図るために学ぶべき点

アジアNICSやその他の輸出志向の新進工業国は、それぞれの政策重点にもとづきいくつかの異なった輸出促進のための方策をとっているが、概ねつぎのような政策が功を奏したのである。

- ①現実的な為替レート
- ②輸出業者に対する貿易の自由の保障
- ③輸出金融への自動的アクセス
- ④外国為替への自動的アクセス
- ⑤貿易自由化の第一歩としてまず完成品輸出優遇
- ⑥完全輸出志向業と部分的輸出志向業との連携
- ⑦ファクタープライスとての賃金の抑制
- ⑧輸入生産財の無税通関をふくむ輸出業者への税制優遇
- ⑨官民協力による輸出促進のための体制の整備
- ⑩輸出パイオニア企業へ厚い保護
- ⑪EPZなどによりFDIを促進

2. ケニアにとっての意味

我々が調査した以上の6つの国に共通して言えることは、まず輸出業者に対等な立場を与えるための現実的な政策の実施により、これら業者を国際競争の場で対等に戦えるようにするということであり、ケニアは特につぎの点においてこのことを学ぶべきである。

- ①ばらばらの輸出政策は成功しない
- ②EPZは輸出産業への急速な転換に役立つ
- ③完全輸出型および部分的輸出型産業体制への転換が必要

- ④パイオニア的輸出産業を特に優遇すること
- ⑤輸出振興政策は直接、間接輸出業者に対してガラス張りにすること
- ⑥官民一致の輸出支持体制の確立
- ⑦銀行などの民間の輸出政策策定への参画

IV. 輸出の展望

我々調査団の見るところでは、特に農産品加工などのいくつかの業種では、ケニアは輸出産業としてのポテンシャルはない。むしろ、衣料やエレクトロニクス部品など労働集約型の産業が、直接輸出あるいは、中間財の自国生産という観点で可能性がある。この可能性をうまく発掘するためには、新しい制度、政策の確立と、姿勢の変換が必要である。

工業製品の輸出の増加は、少なくとも最初は、輸出志向の新しい企業から生み出されるもので、このためには、新しい制度、政策のもとでの人材と技術に対する投資が不可欠である。このような投資を促進するために、政府はまず第一に他国に負けないようなインセンティブパッケージを施行し、第二に、国内および外国投資の長期的持続を推進するため効率的かつガラス張りの優遇政策を実行すべきである。

勿論、このような政策の実行は、政府の支出増、民間の利益減という短期的な犠牲を伴うかもしれないが、正しい政策と制度を選択すれば、長期的には、国際市場においてケニアが優勢となる可能性は大きい。

V. 提言

本調査団の提言は、①広義の政策転換に係るもの ②現行の輸出振興策の実施と管理に係るもの ③輸出振興を支える制度に係るものの3つに分けられる。

①政策に係る提言

- ア. 1/Lから一律関税への段階的転換
- イ. 外国為替配分基準の見直し
- ウ. 為替レートの調整による競争力の維持
- エ. 外国為替管理の規制緩和
- オ. 輸出業者に対し外貨収入の30%を海外出張費用等に当てるための特別勘定に繰り入れることを認めること
- カ. 1つまたはそれ以上のEPZの設立を急ぐこと
- キ. 輸出見返りレベルを35~40%に増やすこと
- ク. 工業生産品の価格規制を撤廃すること
- ケ. 以前発表された輸出信用供与と輸出保険制度を施行すること
- コ. 非伝統的輸出品の生産者の特別資本金融制度を作ること
- サ. 基礎生産財や中間財などの間接輸出業者に対しても優遇措置を取ること

②行政に対する提言

- ア. 輸出見返り制度の運営を中央銀行に一本化し、税関の関与を廃止すること
- イ. 民間銀行に対し輸出見返り申請の50%を外国為替受取り時に支払う権限を付与する

こと

- ウ. 保税加工を行う企業は、信用保証書の発行を一回ですませるようにすること
- エ. 保税加工を行う企業が自国の生産財を使用した場合、その分輸入税や売上税を免除すること
- オ. 保税加工を行う企業は、所定の税金を支払えば、その生産品を自由に国内市場で処分できるようにすること
- カ. 保税加工を申請する際、企業が100%の市場性を証明する要件を削除すること

④制度に係る提言

- ア. 官民合同の輸出振興のためのワーキンググループを結成すること
- イ. 官民共同出資の輸出促進会社を設立すること
- ウ. ケニア工業生産者組合（KAM）のなかに輸出促進委員会を設置し、ケニア輸出業者組合の結成を推進すること
- エ. KAMは、政府との意志疎通を図るため政策対話セミナーを開催すること

VI. 提言実行上の留意点

ケニアが輸出振興策を推進していくうえでの最も大きな障害は、政府の公約と日常の行政実施レベルのギャップである。制度政策の実施面での改善がなければ、長期的経済発展の実現はおろか貴重な資源が何の成果もなく使われてしまうだろう。

資料 7

ケニアにおける輸出加工区設立のための条件整備

抄 訳

米国国際開発庁

1. 序

本レポートは、ケニアのため最善のE P Z（輸出加工区）開発戦略を助言する為に、ケニア大蔵省がUS A I Dの援助をうけて行った3ヵ月の調査の結果である。

この調査は、The Services Group, Mwanki & Associates, Sri Internationalからの8名によるチームによって行われた。

2. E P Zとは：

E P Zは、フリートレードゾーンを比較的最近改訂したもので、多くの発展途上国で成功しているものである。

このE P Zは、輸出品をアSEMBル又は生産する者に、包括的な規則緩和を提供する。

E P Z制度は、工業団地といった特定の地域のみを対象とする場合と、どこにあらうと個々の輸出加工を行う会社が対象となる場合とがある。（注：①）

E P Zの中においては、輸出業者は次の特典がある。

- ・ 輸入税を支払わないで輸入できる
- ・ 外国為替管理法の適用除外
- ・ 利益、配当に対する非課税、又は低率の税率による課税
- ・ 又はしばしば輸出活動を阻害する繁雑な手続きや官僚主義からの解放

多くのE P Zは、高水準のインフラ、関連サービス、一定規格の工場建物を持つ工業団地に似ている。

公的（public）機関、民間の開発業者は共に他と競争していける奨励制度と世界的クラスの設備を持っていれば、テナントから高い家賃をとれるということに気づいた。

現在、45カ国で推定145の工業団地型のE P Zが運営されており、雇傭する人間は約150万人にのぼっている。

台湾、韓国、マレーシア、シンガポールでは、E P Zは輸出品のアSEMBル、生産業の誘致に大きく役立ったし、台湾が過去20年間に獲得した外貨の半分以上は3つのE P Zがもたらしたものである。

モーリシャスは、E P Zの急速な成長の結果、1983年の失業率は20%以上だったのに今や4%以下に落ちている。

中国、ソ連、その他の社会主義の国も、経済近代化、雇傭増、外貨獲得の為にE P Zのような計画をすでに採用しているか、又は採用することを検討している。

アフリカでは、マダガスカル、トーゴ、カメルーン、カボベルデといった国がE P Z開発計画に熱心に着手し始めている。

成功したE P Zの経験から、成功する為には、いくつかの要求が必要なことが判る。

E P Z計画は、輸入税、税金、法的規制の除外により、輸出産業の成長を阻害する要因を包括的に取りさるものでなければならない。

さらに、E P Z計画を進める責任を与えられた機関は、しばしば懐疑的な外国の会社に対して、E P Z申込者に対しては奨励策が適用されることを明らかにしていく必要がある。

開発業者、関連サービス提供者、E P Zを使用する業者、何れも平等に奨励制度の対象となり、国内企業、海外企業何れも平等に取り扱われるべきである。

大きく成功しているE P Zは民間企業が所有管理している。特に、利潤追求の会社が経営するE P Zは、テナントの要求によくこたえているということで、国際投資家の間で定評を得ている。

これに対して、セネガル、リベリア、ガテマラなどにある公営E P Zは、テナントをひきつける為に、市価よりも安い家賃を課しているにもかかわらず、結果はよくない。

3. E P Z開発の為のケニアの環境：

ケニア経済における状況は、E P Zの成功にむいていると思われる。

政治面での安定、政府の民間部門指導政策、比較的強い製造業部門を考えると、ケニアのE P Zは、アフリカの中では、一番お客をひきつける可能性がある。

多くのE P Zにある産業は、労働集約的なものがおおいが、ケニアはこのような労働集約的産業の誘致において他の国と充分競争していける。

ケニアの労働力は若く、数も多く、毎年推定30万人が就労人口に入ってくる。賃金水準は、平均して1時間US \$ 0.27~US \$ 0.40である。アパレル部門の賃金水準を例にとると、アメリカの1/15、西欧の1/20である。

ケニアの賃金水準は、成功しているE P Zを持っている諸外国に比べても、充分競争できる。

さらに、アジア、アメリカ、ヨーロッパの投資家の関心を呼ぶには、ケニアの英語をしゃべる労働力は、ラテンアメリカや西アフリカよりも有利であろう。

ケニアの電気、水道などの設備は、ドミニカ共和国、モーリシャスなどのE P Zで成功した国の設備を上まわる。

また、ケニアの電気、ガスなどの料金も他国のEPZと充分競争できる。国内の輸送システムは、アフリカの中では、ベストのひとつである。

しかし、船、飛行機何れにおいても、海外からの貨物の通関において大きなbottleneckが存在しているし、港湾税はこの地域では一番高いところのひとつである。

EPZ計画は、現在ある輸出奨励制度よりも効果がある。

ケニアの輸出関連会社は、外国為替、I/Lの発給（前は3ヵ月以上かかったが今は約2週間）で特別扱いを受けられる“グリーンチャンネル制度”を実施するという政府の動きを歓迎している。

これにもかかわらず、大きな難点がある為、ケニアはモーリシャス、パルバドスなどのEPZを持っている国に比べて、はるかに商売をするのが難しい国という定評を持たれている。

ケニアで操業している企業に対しては、45%以上の法人税が課せられている。

輸出補償制度、保税工場制度といった輸出奨励制度は、時間のかかる書類手続きやおくのため、グリーンチャンネル制度があるにもかかわらず、今一步利用度が低い。

外国からの原材料輸入に頼っている産業にとって、通関手続はしばしば時間がかかり、複雑で、金のかかるものとなっている。

輸出をしている多くの会社にとって、外国為替の入手は依然として簡単ではない。

輸出産業の土地所有、土地利用に対する要求、制限は、すっきりさせるべきである。

投資センターによると、今日ケニアでビジネスを始めようという会社は34の許可が必要となろうとのことである。これに対し、シンガポールや香港のEPZであれば、投資の登録手続きは午後の半日で終了できる。

4. ケニアのEPZにむいていると思われる業種：

他国のEPZの例をみると、最初の投資は次の業種に集中している。

アパレル生産、電子・電気製品生産、皮革・フットウェア生産、その他の軽工業。

Data entry, ソフトウェア開発のような労働集約的な情報提供活動も、低賃金のEPZにおいて増加してきている。

発展途上国から先進国への輸出はロメ協定、アメリカのタリフスケジュールのHST 9802（注：②）、特惠関税のような協定により保証されている。ケニアで製造されて輸出される商品は、上記3つの協定の対象となる。さらに、ケニア所有50%の基準をみたす会

社は1億8,000万人のPTAの市場がある。

ケニアの状況と上記業種の必要とするものを考えると短期的には、アパレル生産と非ゴム靴生産の2業種が有望な候補と思われる。

ケニアの果物、野菜を加工する産業がこれに続く。

電気・電子製品のアSEMBル・生産は、高度な関連サービスとトレーニングが必要なことを考えると、ケニアのEPZの候補としては、短期的よりも中期的なものである。

(ケニアのEPZを利用するところは、さまざまな軽工業の会社となるであろう。)

5. 需要の分析：

最初の需要は、拠点としてのケニアの利点をよく知っている在ケニアの会社（外国又はケニア何れの会社であれ）からくると思われるが、低賃金を求める東アジア、アメリカ、ヨーロッパのメーカーも興味を示すであろう。

ケニアに拠をおく会社は、EPZからの輸出先としては地域的なマーケット（regional market）がメインとなろうが、アパレル加工業にとってはヨーロッパ、アメリカに潜在的な大きな市場がある。

ケニアのEPZへの国内外からの投資融致策の一環として、通関手続きの迅速化、EPZの輸出入に対する免税処置、tax relief、統制的な構造の能率化、外国為替の自由な入手といった包括的な奨励策が輸出品製造業者の為にとられることが重要である。

ケニアのEPZ計画が外国からの投資融致を目的とするならば、完璧な奨励策が特に重要である。

投資家達は、世界中のEPZ計画を比較して彼らの目的に一番あった計画、国を決めるのであるから、世界中のEPZはお互いに激しく競争しているのである。

6. 提案する体制：

ケニアの為のEPZの体制をどうすべきかという計画については、3つのグループが色々な要素を十分に研究して作成した。

この計画は、世界の一流のEPZの主要な特徴を含み、またそれらのEPZと競争するものであり、海外の企業、国内の投資家両方の要求を反映している。また、ケニアの不利な点を相殺して、ケニアの有利な点をいかすようにという考えの下に作成されている。

手が込んで管理するのに難しい現在の輸出補償制度や保税工場制度と異なって、EPZ

制度は包括的で資格のある全ての輸出品のメーカー、サービス会社が対象となり、手の込んだ判断の基準は必要ない。

E P Zは輸出制度を成功させるための二つの点ですぐれている。

包括的であること、能率的な手続きの2点である。

提唱されたケニアのE P Z制度においては、E P Z制度の対象となるのは主として輸出を行う会社であるが、E P Z制度の特典は、国内外の投資家、合併企業に平等に与えられる。E P Z内に工場や施設をつくる開発業者、またE P Zの対象となる。さらに、全ての輸出する会社は、地理的に工業団地スタイルのE P Zの外にあったとしても、E P Zの特典を申請できる。

E P Z制度の対象をなるべく多くの企業、投資家にすることは、包括的E P Z計画の重要な部分であり輸出拡大と雇増に役立つであろう。

提唱されたケニアのE P Z制度の主な内容は次の通り。

- 輸出生産およびE P Z内の工場建設の為に用いられる原材料、中間剤、資本財 (capital equipment)、建築材料の免税輸入
- 全ての許可申請、輸出入に対する制限の適用除外
- 法人税に対し、12年間のタックスホリデイ。その後は10%
- 配当、投下資本の本国送金に制限なし
- 外国為替の入手に制限なし
- 価格統制と許可/登録の適用除外
- 通常の輸入のように輸入税、税金を支払うことを条件として年生産の20%迄を、内市場に販売してもよい。
- 主要な外国人に対しての労働許可取得の保証
- 税関の实地検査の迅速化

さらに、E P Zの外にあるケニアのメーカーがE P Zの中にある会社に原材料を売るのを奨励する制度も必要である。このような販売は、通常の輸出と考えられ、輸出補償金やこれから導入されるその他の輸出奨励制度の対象となるべきである。

こうすれば、E P Z内の会社とE P Zの外にあるケニア会社の間をつなぐの発展を助け、E P Z計画のもたらす効果をケニア経済の中に浸透させていくであろう。

7. 提唱する組織：

EPZ計画が成功する為にはEPZ制度を実施する組織が必要である。

他国の成功しているEPZの例を見ると、色々な組織が可能ではあるが、最良の方法は民間部門の代表者も加えて、民間部門の視野を持った自立的ビジネスライクな組織をつくりこの組織にEPZの場所の選定やユーザーの賛同を得ることにあたらせることである。

最近、設立されたCapital Market Authorityは非常に大きな包括的な操業権を与えられたが、これをモデルとしてケニアEPZ公団をつくるのが一番いいようにみえる。

今ある機関を強化するより、新しく機関をつくった方が、国内外の投資家達にケニア政府のEPZ制度に対する信頼感をうえつけるのに役立つであろう。

EPZ公団は、EPZ開発業者、ユーザー、サービス提供者を律する基本原則の作成と監督を行うべきである。EPZ公団はEPZの開発業者となるべきではなく、EPZ公団は場所の選定と申込会社に与えられる特典についての公平な基準をつくるべきである。

EPZ公団への申込み手続きは民間業者にとって、すっきりしたものでよく判るものでなければならない。そうすれば、EPZ奨励制度はタイムリーにまた予想する時間内で利用できるということが国内外の業者によく判ってもらえるようになり、信頼を生む。また、通関手続きの迅速化、外国為替の取得に制限をしないこと、外国人に対する労働許可の自動的発行といったEPZの特典を管理する為の計画作成とその実施もこのEPZ公団が他の政府機関の協力を得て行うべきである。

EPZ公団はEPZ制度の監督者として、奨励策の取り消し、また申込者がEPZの趣旨、目的に反したり公共の健康、安全、人権を管理するケニアの法律に違反した場合は、ペナルティを課す権限を持たねばならない。

8. EPZの所有者と監督機構：

世界中のEPZの所有者および監督機構を調べると、ケニアでも使える色々な方法がある。例えば、民間のEPZ、官民の合併企業、build-operate-transfer arrangements、政府の土地を民間の開発業者へ長期リースする方法などである。

これを分析してみると、ケニアのEPZ制度は、民間部門の役割を一番大きくするようなものであること、投資家達は場所で選べること、EPZの所有者は誰であれ、EPZは採算ベースで運営されるべきであることが強く勧告される。

9. E P Zの実行計画：

推奨されるE P Z制度の内容、体制はケニア政府が経済自由化の為にしている努力の上に成り立つ新政策を含んでいる。

本計画推進の為に、必要な法的、制度的体制を確立する為に官民共に協力して努力することが必要であろう。

すでにケニア政府は、E P Z制度の設立・実施において関与するのである政府要人によって構成されるE P Z閣内委員会を発足させた。

本計画が成功する為に必要な幅広い支援を得る為には、このE P Z委員会は民間部門からの代表者参加をも得よう再編成されるべきである。そうすればE P Z委員会のワーキング・グループ・ミーティングも、E P Z制度に関する規則の起草とその実施を討議する公開討論の場となる。

実行計画は大蔵省とその他の官又は民の機関のために7つの目的を12カ月以内に明らかにするようにということで作成されている。

実行計画スケジュール通りに進めば、1990年末迄に、E P Z制度の手続き及び操行の概略を述べる規則ができあがる筈である。同時に、E P Z公団が設立されて、税関、中央銀行などと協力して取り締まり、管理の仕事を進めていくべきである。

さらに、E P Z計画に金融する為及び国内の業界がE P Z計画を通じて輸出活動に入るのを促進する為、新規のクレジット創設の努力が必要である。

また、内外の投資家達にケニアに新しくE P Z制度ができたことを知らせる為に、多くの国家機関は、協力してE P Z制度の宣伝を計画するべきである。

以上

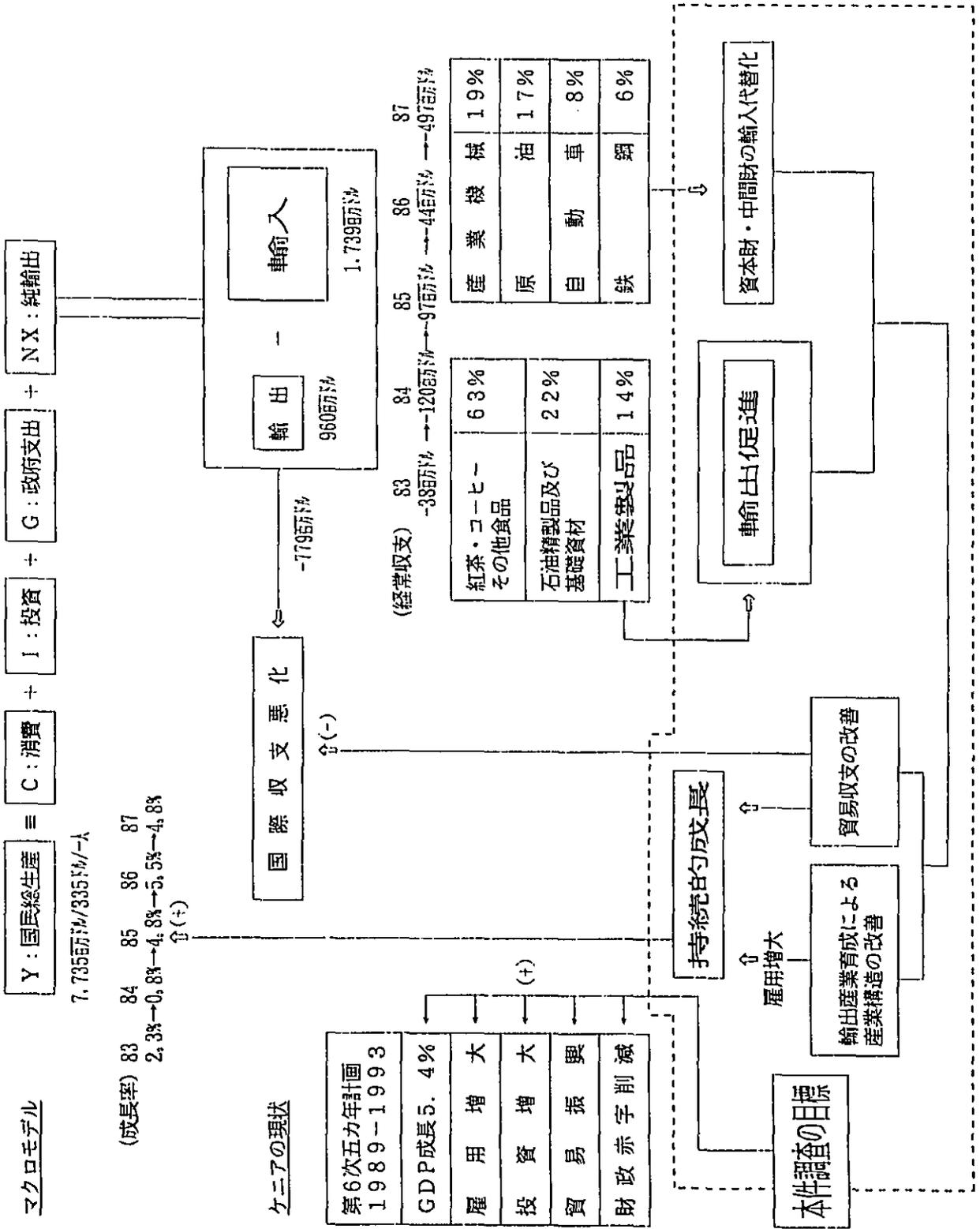
(訳者の注)

- ① 通常のE P Zといった場合はここで言う工業団地スタイルのものを言うものと思う。
- ② H S T 9802のところでは、逆委託加工貿易の時の輸入税課税方法などが述べられている。

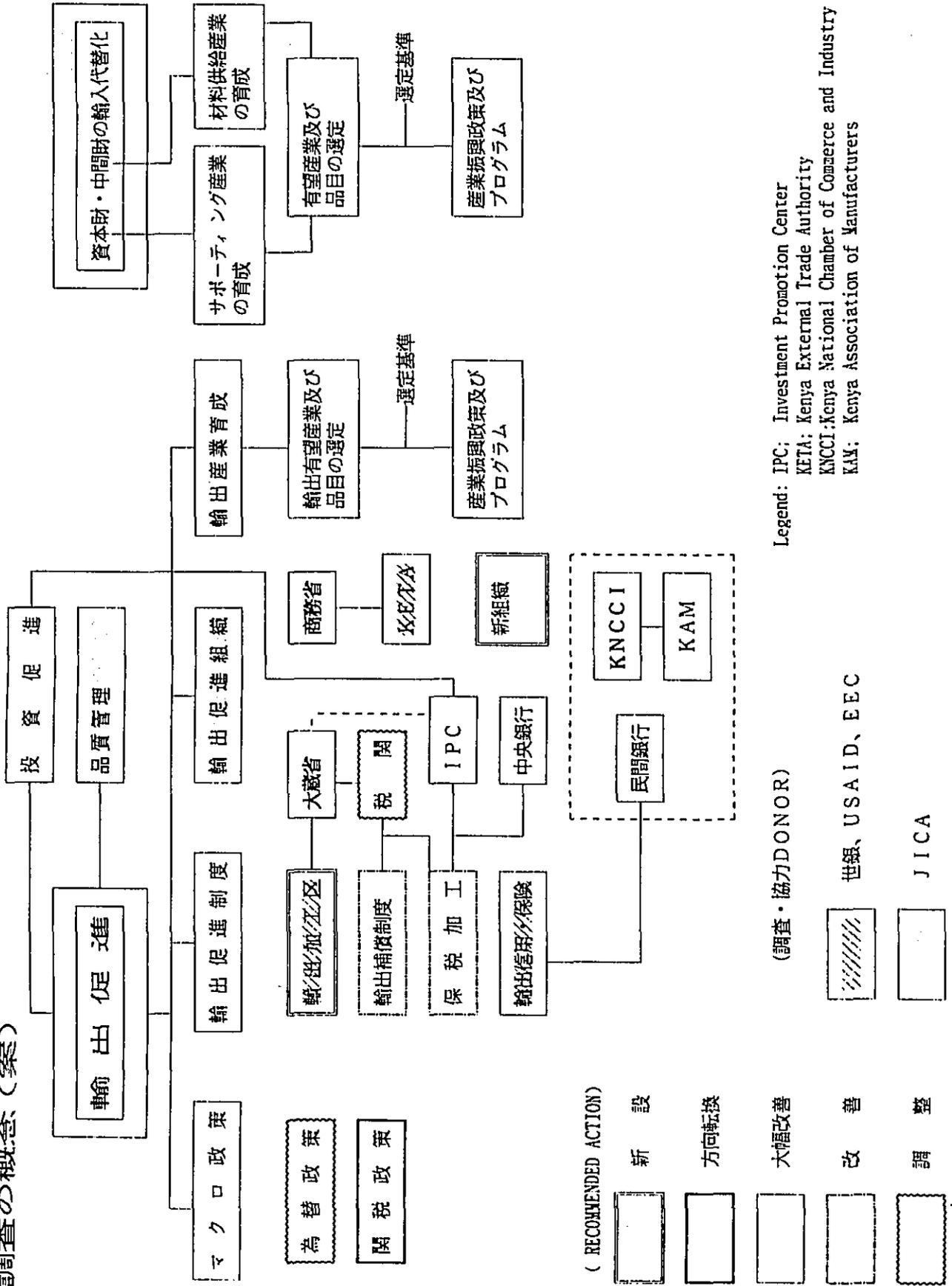
以上

調査の位置づけ

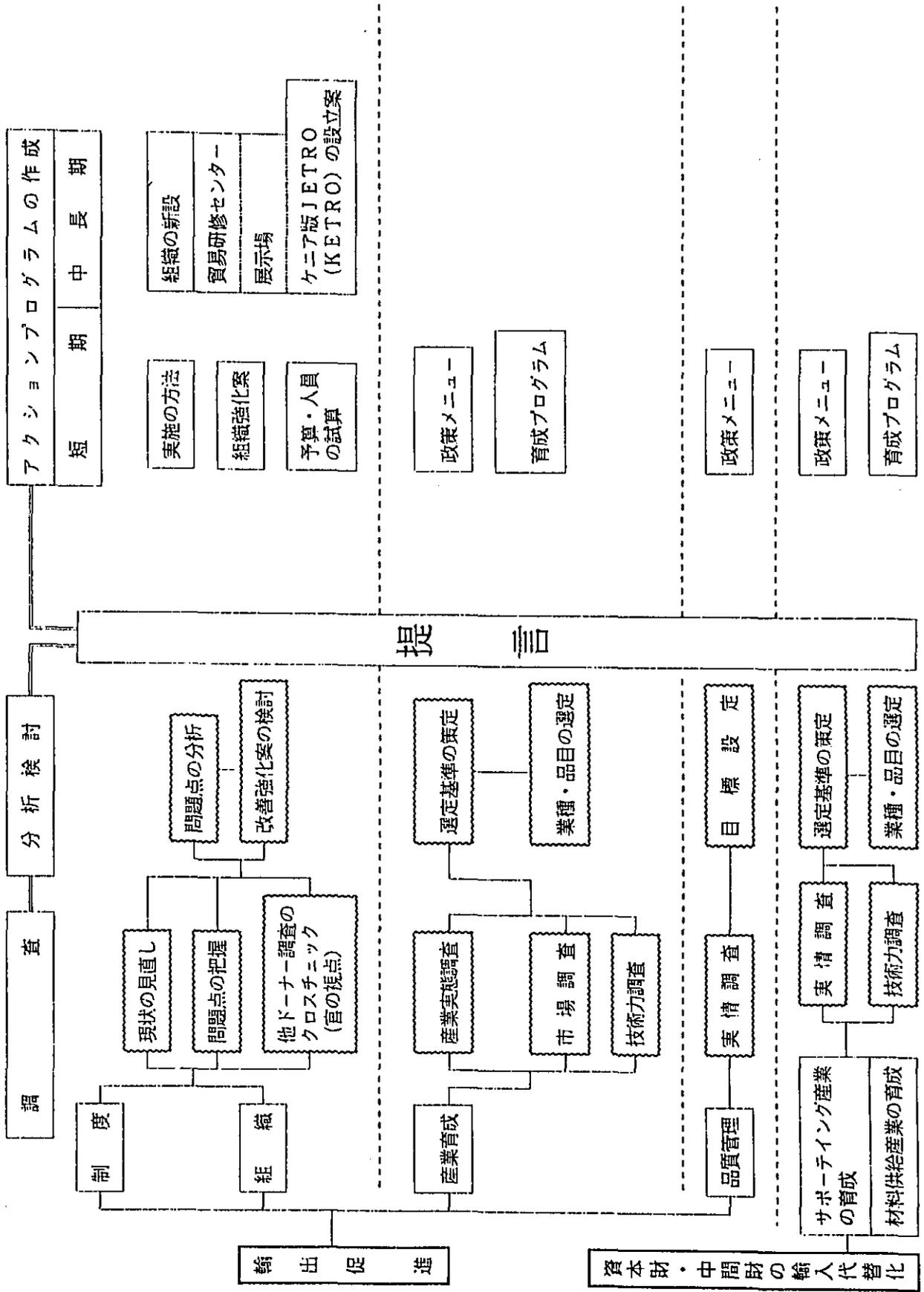
(数字は1987年のもの)



調査の概念(案)



調査のシナリオ(案)



ケニア輸出振興計画事前調査団用資料リスト

No	資料名	作成者（出所）
1	Export Incentives for Kenyan Industry 同抄訳	米国国際開発庁 工業調査課
2	ケニアの経済社会の現状	国際協力推進会
3	ケニアの経済、貿易、開発、国際収支	ジェトロエース
4	日本の対ケニア経済協力	"
5	ケニア鉱工業選定確認調査団報告書	同調査団
6	ケニア輸出入品目リスト	ジェトロ
7	ケニア主要経済指標	在ケニア日本大使館
8	ケニア第6次開発計画（邦訳）	ジェトロナイロビ事務所
9	The Kenya Association of Manufacturers (KAM) Members List	KAM
10	Rural Industrialization in Kenya	KAM
11	Price Controls	KAM
12	The Kenya National Chamber of Commerce and Industry (KNCCI) Members Lis	KNCCI
13	同パンフレット	KNCCI
14	同出版物リスト	KNCCI
15	Kenya Business Directory	NATION NEWSPAPERS LTD.
16	Classified Trade, Commercial and Industrial Export Directory	THE HORIZONS
17	Sub-Saharan Africa -From Crisis to Sustainable Growth	世銀

JICA